

平成30年度

中央区行政評価

平成30年12月
中 央 区

目 次

1. 行政評価の目的と進め方	1
2. 平成 30 年度行政評価結果概要	4
3. 施策評価シート	5
保健医療	
【1】母と子の健康の確保・増進	6
【2】健康増進	8
【3】健康危機管理対策の推進	10
障害者福祉	
【4】地域生活支援サービスの充実	12
【5】社会的自立と社会参加の推進	14
【6】地域の理解と交流の推進	16
高齢者福祉	
【7】健康づくりの推進	18
【8】生きがいづくり・社会参加の促進	20
【9】地域ケアの総合的な推進	22
生活保護・援護	
【10】生活の安定	24
【11】自立の促進	26
生活衛生	
【12】環境衛生の向上	28
【13】食品衛生の向上	30
【14】医事・薬事の安全対策	32
【15】動物愛護の推進	34
子育て支援	
【16】保育・育成環境の充実	36
【17】活動の場・機会の充実	38
【18】ひとり親家庭の自立支援	40
福祉のまちづくり	
【19】ユニバーサルデザインの環境づくり	42
【20】地域の支え合いによる安全・安心に暮らせる環境づくり	44
男女共同参画	
【21】男女の人権が尊重される社会の形成	46
【22】多様な生き方を認め合い、支えあう基盤づくりの促進	48
【23】さまざまな場への参画の促進	50
【24】男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実	52
住宅・住環境	
【25】良質な住まいづくりの支援	54
【26】誰もが安心して暮らせる住まいづくりの促進	56
公園・緑地・水辺	
【27】公園・児童遊園等の整備・充実	58
【28】水と緑のネットワークの形成	60
【29】安全・快適な水辺環境の整備・充実	62
【30】緑化の普及・啓発	64

消費生活	
【31】「かしこい消費者」の育成	66
【32】消費生活の安定	68
環境保全	
【33】地球にやさしいまちづくりの推進	70
【34】快適で美しいまちづくりの推進	72
循環型社会	
【35】環境に対する意識啓発と発生抑制の促進	74
【36】多様なリサイクルシステムの推進	76
【37】地域特性に応じた清掃・リサイクル事業の推進	78
道路・交通	
【38】安全・安心でスムーズなまちづくり	80
【39】環境に配慮した美しいまちづくり	82
【40】災害に強いまちづくり	84
【41】公共交通の整備促進	86
防災・危機管理	
【42】地域防災体制の充実・強化	88
【43】地域特性を踏まえた防災対策の充実	90
【44】犯罪に強いまちづくりの推進	92
【45】健康危機管理対策の推進 < 【3】 10 ページに掲載 >	
地域整備	
【46】良好なまちづくり	94
【47】地域の個性を生かしたまちづくりと美しい都市景観の形成	96
商店街振興	
【48】商店街の活性化	98
産業振興	
【49】企業活動の活性化と経営の支援	100
【50】雇用・就労・勤労者福祉の充実	102
観光	
【51】都心の魅力を生かした都市観光の推進	104
【52】観光行事等の開催・支援	106
家庭教育への支援・青少年健全育成	
【53】家庭の教育力の向上	108
【54】健全育成活動の推進	110
学校教育	
【55】「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開	112
【56】「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり	114
生涯学習・スポーツ	
【57】生涯を通じた学習活動の推進	116
【58】生涯スポーツの推進	118
【59】図書館サービスの推進	120
コミュニティ	
【60】コミュニティ活動の支援	122
【61】ふれあいと交流の機会づくり	124
【62】協働の推進	126
文化振興	
【63】区民の文化活動の振興	128
【64】歴史的・文化的遺産の保存・活用	130

国際・地域間交流

【65】区民の国際交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・132

【66】区民の地域間交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・134

平和

【67】平和意識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・136

【68】区民の国際交流の推進　＜【65】132 ページに掲載＞

（注）施策評価シートに記載している番号（施策No）は、中央区基本計画 2013 の施策番号に対応しています。

1. 行政評価の目的と進め方

(1) 背景と目的

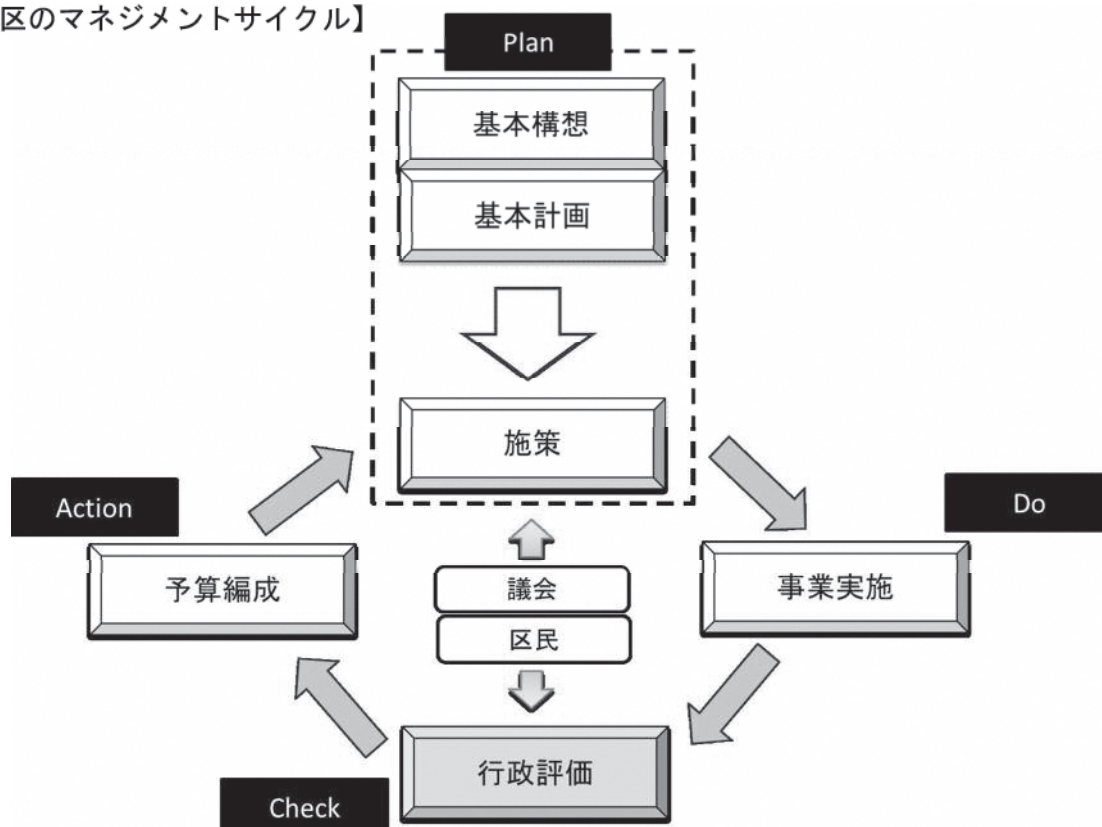
本区の人口は平成 18 年に「定住人口 10 万」を達成した以後も力強く増え続け、平成 30 年 5 月には 16 万人を突破しました。この人口増加による活気とにぎわいを地域にしっかりと定着させるために、子育て・教育施策の充実、高齢者がいきいきと活躍できる「70 歳就労社会」の実現、災害に強い安全・安心なまちづくりなどの課題解決に向けた取組を進めているところです。一方で、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、本区の行政需要はますます多様化していくことが想定され、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営が強く求められています。

本区では、成果を重視した質の高い区政運営を実現するとともに、区民に対する説明責任を果たしていくために、行政評価を実施しています。今年度は、「中央区基本計画 2013」で掲げた目標達成に向け、計画の進捗状況を把握するための「施策評価」を行い、施策や事業の実施状況の確認、課題の整理に加え、今後の方向性を明らかにしました。

なお、事務事業評価については、平成 20 年度から 24 年度までの 5 カ年で 500 事業を実施し、さらに重点的に取り組むべき事業として、25 年度・26 年度の 2 カ年で 45 事業を実施してきましたが、本区を取り巻く社会経済情勢が大きく変容する中、今後、新公会計制度の考え方を導入した、より効率的・効果的な方法を検討し、実施するため当面休止し、新たな将来像のもとで新公会計制度も活用した評価方法を構築していきます。

今後とも、計画・評価・予算が一体となった P D C A サイクルを推進し、区民サービスのさらなる向上を目指していきます。

【中央区のマネジメントサイクル】



（２）行政評価の進め方

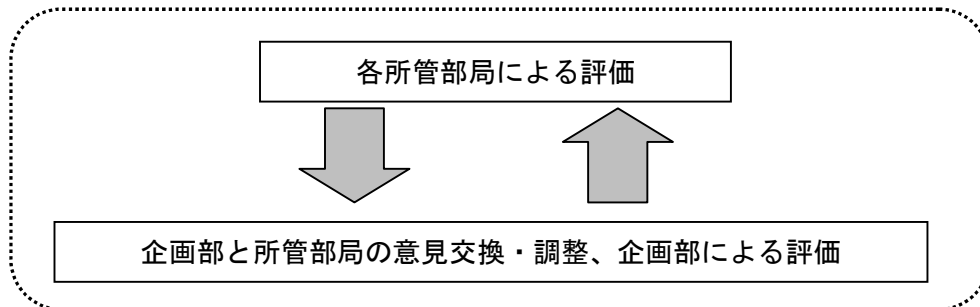
各所管部局自らが評価を実施した後、企画部と各所管部局との意見交換・調整を経て、企画部による評価を実施し、行政改革推進本部（本部長：区長）に評価結果を報告しました。

また、平成 25 年度から評価スケジュールの見直しを行い、区議会における審議等を新年度の予算編成に反映させるよう、行政評価結果を決算特別委員会の参考資料として提出しています。

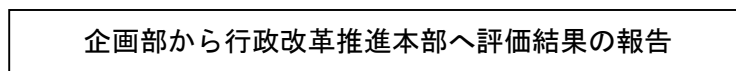
さらに、区民の皆さまから頂いたご意見も参考に、次年度の予算編成や評価方法の改善などを進めていきます。

【進め方】

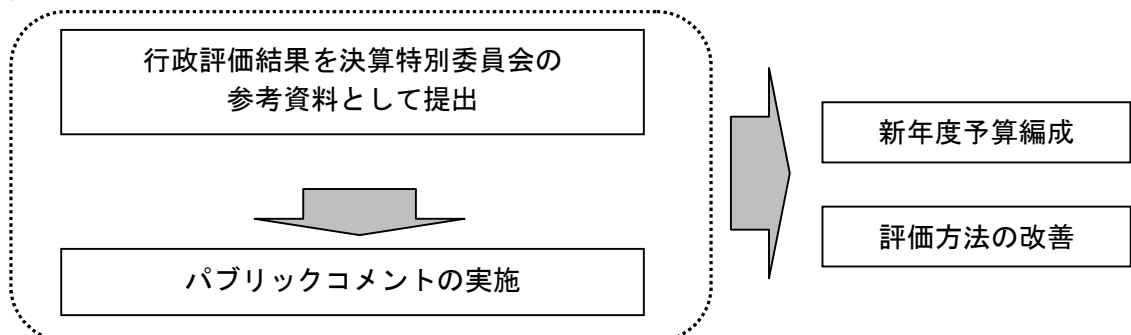
4 月～ 8 月



9 月



10 月



【行政改革推進本部】

構成員

本部長	区長
副本部長	総務部を担任する副区長
本部員	環境土木部及び都市整備部を担任する副区長
	教育長
	企画部長
	総務部長
	総務部防災危機管理室長
	区民部長
	福祉保健部長
	福祉保健部高齢者施策推進室長
	中央区保健所長
	環境土木部長
	都市整備部長
	会計管理者
	教育委員会事務局次長
	監査事務局長
幹事	政策企画課長
	企画部副参事（計画・特命担当）
	財政課長
	総務課長
	職員課長
	教育委員会事務局庶務課長

2. 平成 30 年度行政評価結果概要

施策評価

施策評価については、基本計画 2013 に基づく 66 施策（再掲の 2 施策除く）を対象に実施しました。また、評価にあたっては、計画事業等の進行管理を主眼に施策の達成状況や課題等を把握した上で、施策目的を実現するための方向性を検討し、施策評価結果としました。

<評価内容>

○施策の状況

- ・基本計画 2013 に位置付けられた計画事業について、平成 29 年度の主な実施状況と成果を確認
- ・計画事業以外で施策の目的達成のために実施している取組と成果を確認
- ・施策の達成状況の目標となる指標の数値や推移を把握
- ・必要に応じ、指標以外の客観的データ等から取組の成果を確認

○施策の評価と課題

- ・施策・事業の取組状況や成果、指標の推移等を踏まえ、施策の達成状況を確認するとともに、判断理由について整理
- ・施策の達成状況を踏まえ、施策の目的達成のために解決しなければならない課題を整理

○今後の方向性

- ・計画期間全体の達成状況等を踏まえ、期間全体における取組や実績等の総括を記載
- ・社会経済状況、国・東京都の動向、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた課題、基本計画 2018 等を踏まえ、今後の施策の方向性を明示

3. 施策評価シート

5 ページ以降に、施策評価シート（66 施策）の評価結果を示します。

なお、施策評価結果の内訳は、次のとおりです。

判 断 結 果	施策数
順 調	3 5
概ね順調	3 1
順調とはいえない	0
合計	6 6

施 策 評 価

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	母と子の健康の確保・増進	施策No	1	部課名	福祉保健部健康推進課
関連部課名	日本橋保健センター、月島保健センター			基本計画 (施策分野)	保健医療
目的	妊娠期から幼児期までのきめ細かで一貫した母子の健康支援体制のもと、出産・育児に対する不安が軽減され、安心して子育てできる環境が整っている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	母子のこころとからだの健康づくりの推進	継続	・新生児状況把握 延べ 7,513人 ・1歳6カ月児状況把握 延べ 7,254人 ・3歳児状況把握 延べ 6,452人	新生児や1歳6カ月児、3歳児の母子の状況把握等により、育児不安の解消を図った。 ・新生児状況把握 2,008人 ・1歳6カ月児の状況把握 1,980人 ・3歳児の状況把握 1,793人
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	妊婦健康診査		妊婦の健康管理、乳児の死亡率の低下、流産死産の防止および障害の早期発見のため、医療機関への委託により、妊娠中14回の健康診査、超音波検査および子宮頸がん検査費用の一部助成を実施し、妊婦の健康支援を図った。(妊婦健康診査受診者数 延べ23,295人、超音波検査受診者数1,873人、子宮頸がん検査受診者数1,876人)	
	乳幼児健康診査		乳幼児の成長・発達の状態を判断し、健全な育成を図っていくため健康診査を実施するとともに、健康上問題のある場合は早期に治療を受けるよう指導を行い、乳幼児の健康支援を図った。(3～4カ月健康診査1,843人、1歳6カ月健康診査1,802人、3歳児健康診査1,662人)	
	母子保健指導		妊婦等に妊娠・出産・育児知識の普及を図るため、パパママ教室とプレママ教室を開催した。(パパママ教室1,214人、プレママ教室722人)また、妊娠初期からの継続的な「孤育て予防」のための情報発信事業を実施し、より多くの子育て世代の不安解消を図った。	
	利用者支援事業(母子保健型)		妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩み等に対応するため、保健師等が妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要と判断した妊産婦については、関係機関と連携して、きめ細かいサポートを実施した。	
	産後ケア(宿泊型)事業		家族から出産後の支援が受けられず、心身の不調、育児不安などが認められる母親とその新生児に対し宿泊型の産後ケアを実施し、母親の育児に対する負担感の軽減を図った。(利用件数165件)	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	母子保健事業を通じた母子の状況把握	3～4カ月児までの母子の状況把握率	98.6%	99.9%	100%	100%	100%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○3～4カ月児までの母子の状況把握について、平成29年度の把握率は100%で、昨年度と同水準を維持している。 ○1歳6カ月児歯科健診および3歳児健診未受診者についての状況を把握するとともに、状況が把握できない子どもについて子ども家庭支援センターに相談通告を行うことで適切な対応ができている。 ○妊娠初期からの継続的な「孤育て予防」のための情報発信事業を実施し、より多くの子育て世代の不安解消を図った。 ○利用者支援事業の開始に伴い、特定妊婦情報共有会議を開催するなど、関係部署との連携が一層強化された。 ○産後ケア事業については、利用後のアンケートにおいて84%の方から「とても満足」との回答を得ることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○乳幼児の親のメンタルヘルスや子育てに課題のある家庭、虐待や発達障害等の把握を徹底するため、新生児等訪問指導、1歳6カ月児歯科健診および3歳児健診未受診者対応を引き続き強化していく必要がある。 ○出産や育児に対する不安の解消に向け、子育ての正しい知識と事故防止に関する情報提供・発信に向けた取組をさらに推進していく必要がある。 ○出産や子育てに関する不安を軽減し、妊産婦等の心身の不調を未然に防止するため、子育て家庭に対する妊娠期からの支援に向けた取組を強化する必要がある。

4 今後の方向性

○3～4カ月児までの母子の状況把握、1歳6カ月児歯科健診および3歳児健診未受診者の状況把握を徹底し、関係機関との情報共有・連携をより強化しながら、親のメンタルヘルスや子育てに課題のある家庭、虐待が疑われる家庭のケースに早期からの支援につなげることができた。年少人口の増加が続く中、今後も支援が必要と考えられる家庭へ適切な対応が取れるよう、関係機関との連携を継続するとともに、職員の人材育成等を推進し、子育て家庭への支援体制を強化していく。

○子育ての正しい知識や事故防止に関する情報提供を徹底するため、妊娠初期からの継続的な「孤育て予防」のための情報発信事業を実施することにより、妊婦や出産後の母親、妊婦の夫に対する効果的な情報提供・発信を行い、育児不安の軽減を図った。保護者の就労形態の変化等に伴い、求められるサービスも多様化しており、今後もさまざまなニーズに対応できるよう、事業の充実・見直しに取り組んでいく。

○母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援を充実していくため、子ども子育て応援ネットワーク(子育て世代包括支援センター事業)を構築するにあたり、その連携方法等を検討する。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	健康増進	施策No	2	部課名	福祉保健部管理課
関連部課名	健康推進課、日本橋保健センター、月島保健センター			基本計画 (施策分野)	保健医療
目的	○区民が自らの健康に関心を持ち、生活習慣病予防に対する正しい知識や、主体的な健康づくりに向けた意識が浸透している。 ○子どもの頃からの正しい食習慣や、食を通じた豊かな人間性をはぐくむ意識が浸透している。 ○自らのこころの不調に早期に気づき対応できる知識が浸透するとともに、身近にいる人の不調に気づき相談につなげる環境が整っている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	若年からの生涯を通じた健康づくりの推進	継続	- 各種健康診査の実施 - 特定健診前の健康診査・健康教育の実施	特定健康診査・各種がん検診および成人歯科健康診査・高齢者歯科健康診査の受診率は横ばいまたは微減であった。 特定健康診査前の健康診査・健康教育の受診者数は前年度を下回ったが(平成28年度483人、平成29年度443人)、受講後のアンケートにおいて参加者の96%以上から今後の生活習慣病予防に関する取組実践について意欲的な回答を得ることができた。
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	大腸がん検診精密検査未受診者勧奨・意識調査		平成28年度に大腸がん検診を受診した方のうち、要精密検査と判断されているが精密検査結果の把握ができていない方に受診勧奨を行った。併せて、アンケートを行い、精密検査の受診状況や結果、未受診の理由等を把握することができた。(946人対象、437人回答、211人精密検査の結果把握)2年連続対象となった方の回答率は39.1%(50人)で、そのうち48.0%(24人)が受診済みであった。	
	ブーケまつりにおける健診の普及・啓発		特定健康診査・がん検診・歯科健康診査の受診勧奨のため、ブーケまつりに参加した。骨密度測定と血管年齢測定や、国保連合会の保健師による健康相談を行うことで、健康への意識付けや受診勧奨につなげることができた。その他、がん知識クイズやがん教育パネルの掲示を行い、がんの普及・啓発も行った。(2日間、延べ249人)	
	健診(検診)の受診再勧奨		受診率向上のため、個別通知を行うほか、未受診の方へ再勧奨を行った。再勧奨後の受診率は、特定健診が前年度37.0%から36.8%へ、特定保健指導が7.2%から6.0%へ、乳がん検診が23.9%から23.0%へ、子宮がん検診が24.2%から24.0%と前年度より微減となった。なお、東京都がん検診精度管理評価事業における対象人口率(がん検診の対象者のうち職域等で実施されている方等を除いた対象者)での平成27年度の受診率は、特別区中では高い受診率を保持できている。	
	ライフステージに応じた食育の推進		学校・保育園と連携しながら、6月に「共食推進運動」、9月に「食べよう野菜350(サン・ゴー・マル)運動」、11月に「噛ミング30(カミグサンマル)運動」を重点的に実施し、新たな普及・啓発として保健所外掲示板の活用にも取り組み、食育の推進を図ることができた。また、区のホームページ「食育ガイド」を広く周知し、健康的な食生活の実践につなげるため、各種チラシへのQRコードの掲載や料理情報の充実等による食育情報の強化を図った。中でもレシピ集のアクセス数は、月平均で前年より23.9%増加となり、さらに普及・啓発を行うことができた。	
	自殺対策		在住・在勤者に対して、東京都自殺予防月間等での普及・啓発を行うとともに、ゲートキーパー養成講座を区民向け、民間団体向け、区職員向けの年3回実施し、自殺の危険を示すサインに気づける人材の幅広い育成に努めた。(参加者50人)また、京橋図書館にて8月から9月までの1カ月間自殺予防に関する書籍の展示、薬剤師会との連携により区内薬局に自殺対策メッセージカード等の普及・啓発品を配置することでより多くの人へ向けての普及・啓発を行った。	
	禁煙外来の医療費助成		禁煙を希望する喫煙者に対し、禁煙外来での治療を促すとともに、治療成功に向けた取組を支援するため、医療費の一部助成を行った。(助成件数18件)	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	健康診査を受けていない人の割合	中央区政世論調査による健康診査未受診者数	24.2%	17.2%	17.8%	16.1%	20.5%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	【主要な健診等受診率の状況】 (平成25年度) (平成26年度) (平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) 特定健康診査 36.6% 37.4% 37.8% 37.0% 36.8% 胃がん検診 12.6% 12.2% 12.0% 10.7% 10.0% 肺がん検診 24.1% 23.5% 23.1% 21.7% 21.1% 大腸がん検診 22.1% 21.6% 21.5% 20.2% 19.6%					

3 施策の評価と課題

	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○指標である健康診査未受診者数の割合が平成26年度から4年連続して目標数値を達成しており、区民の主体的な健康づくりに向けた意識の向上が図られている。 ○特定健康診査・がん検診等については、国の指針に加え、区独自で検査項目を充実させたり、対象者を拡大して実施している。がん検診の受診率は特別区中で上位に位置しているほか、大腸がん精密検査未受診者の再勧奨と結果把握アンケート実施では、211人の結果把握ができた。また、2年連続対象者の回答のうち、48%(24人)の受診につながったり、2年連続で実施したことで通知の改善が図られ、精密検査は未受診者だが「今後、精密検査を受ける予定」と回答した方が17.9ポイント上昇し勧奨効果が現れるなど、がん検診の質の向上を図ることができた。さらに、65歳以上を対象に生活機能評価を健康診査と同時に実施し、介護予防も含めた健康増進を図ることができた。 ○歯科健康診査については、20歳、25歳を対象とし、若年からの歯周病の予防指導のほか、30歳から70歳までの偶数歳を対象とした受診機会を確保し歯周病の早期発見と予防指導を行うことができた。また、72歳、74歳以上を対象とした高齢者歯科健康診査や口腔ケア講習会の実施のほか、歯科情報を盛り込んだかかりつけ歯科医紹介パンフレットを作成するなど、口腔機能の維持・向上とかかりつけ歯科医の定着促進を図ることができた。 ○特定健康診査前の健康診査については、受診・受講後のアンケートにおいて参加者の96%以上から今後の生活習慣病予防に関する取組実践について意欲的な回答が得られるなど、若年からの健康づくりに関する意識向上を図ることができた。 ○食育に関する取組を充実し、食育ガイドへのアクセス数が増加するなど、区民の食育への意識向上が図られている。 ○自殺の危険を示すサインに気づける人材を育成するため、自殺のリスクのある区民に対応する機会の多い区職員や区民等を対象とする講座を実施し、合計で50人のゲートキーパーを育成した。 ○禁煙外来の医療費助成を行い、治療成功に向けた取組を支援した。
施策の目的達成に向けての課題		○がん検診は精密検査の未把握率が高いので、継続した精密検査の受診勧奨を医療機関の協力を得ながら進め、精密検査の受診率向上や結果把握を図り、がん検診の質をより一層高める必要がある。 ○壮年期に進行する歯周病の予防や早期発見・早期治療を推進するため、とりわけ若年層の意識向上の啓発と受診率向上に取り組むとともに、高齢者の死亡事故1位である窒息の防止や誤えん性肺炎予防・介護予防のためにもさらなる啓発の充実を図る必要がある。 ○特定健康診査前の若年から健康づくりへの関心を高めるとともに、区民一人一人の主体的な生活習慣病予防の取組を促進するため、さらなる意識の向上を図っていく必要がある。 ○生活習慣病予防において、食習慣に関する正しい知識の普及・啓発を進めていく必要がある。とりわけ、健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、幼い頃からの「食育」に関する取組を推進していく必要がある。 ○自殺者数のさらなる減少に向け、自らのこころの不調に早期に気づき対応できる知識を浸透させるとともに、身近にいる人の不調に気づき、相談につなげる環境を構築していく必要がある。

4 今後の方向性

○特定健診等については、未受診者の意識調査を行い、その分析結果を勧奨通知にかすなど勧奨方法の工夫を図ってきたが、特定健診受診率や特定保健指導利用率は横ばいであった。今後は第三期特定健診等実施計画(平成30年5月策定)に基づき、関係機関との連携のもと受診しやすい環境の整備、受診率の低い年代への勧奨の強化や特定健康診査の重要性を周知するなど、受診率向上のための取組を進めていく。がん検診については、人口増加にも対応した受診しやすい環境の整備に努めるとともに、さらなる受診率向上と、がん予防健康教育等啓発の充実を図る。また、精密検査の受診勧奨や結果把握を高める方策を検討し、質の高いがん検診を行う。 ○歯科健康診査については、個別通知の工夫を図り受診率向上に努めてきたが、若年層の受診率が伸び悩んでいる。歯の喪失防止や口腔機能の維持・向上に関する正しい知識の普及・啓発を若年層から行い、定期的な受診の重要性を周知してさらなる受診率向上に向けた方策について、関係機関との連携のもと充実を図っていく。 ○ライフステージに応じた食育の推進については、学校・保育園と連携しながら、「中央区健康・食育プラン2013」に基づいた取組を実施した。しかし、「中央区民の健康・食育に関する意識調査」(平成28年)では、バランスのよい食事をしている区民が減少傾向にあるなど目標を達成できていない結果となった。引き続き、栄養バランスに配慮した食事や健全な食生活を実践するための支援が必要なことから、今後は更に食育情報の発信を強化するとともに、食育への関心度を高めるため、本区食育野菜キャラクターの効果的な活用を推進して、目標達成に努めていく。 ○自殺対策について、ゲートキーパー養成講座を実施することで「気づき」のための人材育成を図ることができた。また、図書館と連携し自殺予防に関する書籍を配架するとともに、薬剤師会と連携しメッセージカード等を配布することで、より広く自殺予防に関する普及・啓発に取り組むことができた。今後も、ゲートキーパー養成講座や区内薬局薬剤師等との連携に引き続き取り組むとともに、新たな普及・啓発方法についても検討を行っていく。また、中央区自殺対策計画(仮称)を策定し、関係部署との連携を強化するとともに、自殺対策を生きるための包括的な支援として推進していく。
--

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	健康危機管理対策の推進	施策No	3・45	部課名	福祉保健部健康推進課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	保健医療
目的	○区民が感染症に対する正しい知識をもち、流行状況に応じた予防や対応を講じることができている。 ○新型インフルエンザや同様の危険性を持つ新興感染症や再興感染症の発生時に、感染の拡大を最小限に抑え、区民の命と健康を守る体制が整っている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	新型インフルエンザ対策		聖路加国際病院、民間救急事業者等と共同して、新型インフルエンザ患者発生時対応訓練を実施した。新型インフルエンザ発生早期における患者対応で初めての試みとして重症患者への集中治療を要する状況設定の下、各機関の役割や動きを検証したことにより、一連の対応を円滑かつ安全に行うための課題が明確となったことに加え、区と関係機関との情報連携を高めることができた。	
	先天性風しん症候群対策 風しん抗体検査および予防接種費用助成		19歳以上の妊娠を予定または希望している女性とその同居者、抗体価が十分ではない妊婦の同居者を対象に抗体検査費用の全額助成を実施するとともに、抗体価が十分でなかった方への風しん含有ワクチン接種費用の全額助成を実施した。平成29年度においては延べ931人へ費用助成を行い、感染症予防の推進を図った。	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)任意予防接種費用助成		満1歳以上小学校就学前年度までの幼児を対象に、流行性耳下腺炎ワクチン接種費用の一部助成(2回・各4,000円)を実施した。その結果、延べ2,997人へ費用助成を行い、感染症予防の推進を図った。	
	かんたん予防接種スケジュールによる情報提供		乳幼児の保護者を対象に、スマートフォン等を利用して一人一人に合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせするサービスを実施している。平成29年度においては延べ1,615人の登録があり、接種忘れの防止や乳幼児の保護者の負担軽減を図った。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○聖路加国際病院、民間救急事業者等と共同して、新型インフルエンザ患者発生時の対応訓練を実施し、区と関係機関との情報連携が高まるなど区が実施する対策をより強化することができた。 ○風しん等の流行中の感染症を中心に正しい知識や予防・対処方法に係る普及・啓発を行った。また、感染力の強い麻しんについて学校や保育園と連携を図り、チラシ等を用いて予防接種の接種勧奨を行った。 ○先天性風しん症候群の発生予防のため先天性風しん症候群対策風しん抗体検査およびワクチン接種費用助成を行い、感染症発生の抑制を図った。 ○予防接種スケジュールの自動作成や接種日に勧奨等のメールを配信するサービスを実施し、接種忘れの防止や乳幼児の保護者の負担軽減を図ることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○中央区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、新型インフルエンザ発生に備えた適切な保健医療体制を構築していく必要がある。 ○感染症予防のため、予防接種法等に基づく予防接種を着実に実施していくほか、感染症流行時における対応を迅速かつ適切に実施していく必要がある。

4 今後の方向性

○複数回にわたる聖路加国際病院との新型インフルエンザ発生時対応訓練により、保健所と医療機関の役割や有事の際の動きを明確にすることができた。今後は、中央区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、東京都や区内医療機関等と協力・連携を図りながら、相談体制や医療体制の強化を進めていく。

○感染症の流行時においては、感染予防に係る普及・啓発のほか関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な対応に努めてきた。今後も区民が感染症の流行状況に応じた予防や対応を講じることができるよう、正しい知識の普及・啓発を図る。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	地域生活支援サービスの充実	施策No	4	部課名	福祉保健部障害者福祉課
関連部課名	福祉保健部 福祉センター・子ども発達支援センター			基本計画 (施策分野)	障害者福祉
目的	○生活全般に及ぶサービスを調整するケアマネジメント体制が整備され、充実した相談支援が受けられる環境が整っている。 ○訪問系サービス・日中活動系サービスおよび居宅系サービスなど障害種別にかかわらず地域生活を支援するためのサービスを受けることができる環境ができています。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	基幹相談支援センターの整備	新規	基幹相談支援センターの整備 1カ所	基幹相談支援センターは、地域生活支援拠点の面的整備型の推進に向けて中心的役割を担うため、障害特性に合った適切なサービスを提供する体制づくりに取り組んだ。特定相談および障害児相談事業所(以下「相談支援事業所」という。)との連絡会やケース検討会を通じて、計画作成やモニタリング等の相談スキルの向上を図るとともに、新たに入所施設・グループホーム連絡会を立ち上げ事業所間の連携強化を進めた。
	子ども発達支援センター(仮称)の整備	新規	子ども発達支援センター(仮称)の整備 1カ所	○中央区自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。」「子ども発達支援のあり方検討部会」で検討してきた「育ちのサポートカルテ」のテストランを前年度に引き続き実施し、本格実施につなげた。(18名) ○子ども発達支援センターの開設に向けて福祉センターの改修工事を実施するとともに、新たな条例等の整備や東京都指定のための手続きを進めた。 開設:平成30年4月
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	中央区障害福祉計画の進捗状況等の評価		「第4期障害福祉計画」の最終年度を迎え、自立支援協議会においてPDCAサイクルに基づく計画の進捗評価や国の基本指針および障害者総合支援法等の改正を踏まえた協議を行い、新たな「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の策定につなげた。	
	計画相談支援・障害者(児)相談支援の充実		平成30年3月末現在の障害福祉サービスに対する計画相談支援、また障害児通所サービス受給者に対する障害児相談支援の実績は共に100%(計画相談支援29年度99.2%)を達成した。	
	児童発達支援		福祉センターにおいて、発達に支援を要する児童に対して、生活習慣の習得を図り、保育園、幼稚園や学校における集団生活に適応できるよう、心身の発育を促し、基礎的自立能力を高めるための生活指導と機能訓練を実施した。(延べ利用者1,284人)	
	放課後等デイサービス		福祉センターにおいて、区内在住の小学生から高校生までの障害児に対し、放課後や夏休み等における居場所の確保を図るため放課後等デイサービス事業を実施し、生活能力の向上のための訓練、社会との交流促進のための訓練等を継続的に提供した。(利用登録者50人、延べ利用者2,366人)	
	保育園巡回相談等および保育所等訪問支援の実施		相談員が保育所等を訪問し、児童が集団生活に適応することができるよう職員に対し専門的な支援を行うとともに、必要に応じて支援の必要な児童を療育につなげた。(保育園巡回相談・通所児訪問 延べ522園、対象児数945人、保育所等訪問支援 利用者数6人、延べ訪問回数18回)	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	相談延べ人数	障害福祉関係の相談延べ人数	4,348人	5,541人	5,842人	5,959人	5,200人
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	基幹相談支援センターの相談件数は、平成26年度96件(事業開始後6カ月)であったが、平成27年度は521件、平成28年度は1,227件、平成29年度は1,470件に増加している。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○自立支援協議会において意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを通じて区民等の意見を反映させ、「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」を基本理念に掲げる「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」(平成30年3月)を策定した。 ○障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らせるための居住支援機能等を備えた地域生活支援拠点の基本となるネットワークの整備を進める中で、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所をはじめ、障害福祉サービス等を提供する事業所間の連携強化に取り組み、地域支援体制の整備が進められている。 また、基幹相談支援センターについては、その機能や役割の普及・啓発、訪問による障害支援区分の認定調査等を通じて身近な相談機関としての認知が徐々に定着し、相談件数の着実な増加につながっている。 ○子ども発達支援センター整備に向け、「中央区育ちのサポートシステム」を構築していくために、教育との検討・協議を実施し、「育ちのサポートカルテ」=「個別の教育支援計画」と位置づけ、テストランを実施するとともに、実施要綱を定め職員向けマニュアル等を作成した。
施策の目的達成に向けての課題		○「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」(平成30年3月策定)の理念の実現と目標の達成に向け、各施策を着実に進めていく必要がある。また、基幹相談支援センターを中心に地域支援体制の整備をさらに進め、身体障害、知的障害、精神障害等の種別や特性を踏まえ、一人一人のニーズに応じた適切な障害福祉サービス等の提供を行っていく必要がある。 ○「中央区育ちのサポートシステム」の推進に向け、平成28・29年度に実施した「育ちのサポートカルテ」のテストランの成果を踏まえ、子ども発達支援センターを中心とした支援体制を確立する必要がある。

4 今後の方向性

○充実した相談支援が受けられる環境の整備に向けて、基幹相談支援センターの整備や計画相談支援・障害相談支援を100%導入するなどの充実を図り、障害福祉関係の相談件数は、平成23年度(現状値)に比べ1,611件増加し、目標値を上回ることができた。今後、自立支援協議会における「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の進捗評価等の協議を通じて課題を把握し、取組や事業の具体化を図りながら各施策を着実に進めていく。また、個のニーズに基づくサービスの提供を充実させていくため、今後とも基幹相談支援センターが中心となり相談支援事業所をはじめ、関係機関や障害福祉サービス事業所等の連携体制の強化に取り組み、地域全体で障害者の生活を支える環境づくりを進めていく。 ○発達障害を含む障害児とその家族に対して一貫した総合的な支援を行う中核的な支援施設として、「子ども発達支援センター」の整備を進めた。今後は、子ども発達支援センターが地域の療育拠点としての役割を担い、福祉センターで実施してきた障害児通所事業を引き継ぐとともに、保健・福祉・教育コーディネーターが中心となり、各関係機関との連携体制のさらなる強化や「育ちのサポートカルテ」の運用により「中央区育ちのサポートシステム」を推進し、発達障害等の早期発見・早期支援の充実や理解の促進に取り組む。また、その方策については、「育ちのサポートシステム」推進連携会議を設置し協議を進めていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	社会的自立と社会参加の推進	施策No	5	部課名	福祉保健部障害者福祉課
関連部課名	福祉保健部 福祉センター・子ども発達支援センター			基本計画 (施策分野)	障害者福祉
目的	○障害者グループホーム等の施設や日中活動などの支援体制が整備され、障害のある方が地域で充実した生活を送れている。 ○障害者就労支援の促進・強化が図られ、障害のある方が喜びと生きがいをもって働くことや社会参加ができています。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	障害者グループホームの充実	継続	知的障害者グループホームの運営	知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」(入居定員6人)を運営し、生活の場の提供と日常生活の支援を行い、就労している知的障害者の地域での自立を促進した。
	民間障害者グループホームへの支援	継続	民間障害者グループホームへの支援 6事業所	知的障害者向け3事業所(定員計21人)、精神障害者向け2事業所(定員計14人)に対しグループホームの家賃助成等を行い、施設運営の安定化を支援した。また、新たに入所施設・グループホーム連絡会を立ち上げ支援情報の共有化を図ることにより、入居者の居住継続と社会的自立を促した。
	成人支援機能の拡充	新規	- 精神障害者地域活動支援センターの整備 1カ所 - 高次脳機能障害通所施設の整備 1カ所	○精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」(以下「ポケット中央」という。)は、中央区保健所5階エレベーター前に移設するとともにレイアウトを工夫し施設機能を充実させ、利用者の利便性の向上を図った。 ○高次脳機能障害については、パンフレットの配布や講演会等で普及・啓発を図り地域の理解を深めるとともに、関係機関・福祉サービス事業所等の連絡会を通じて連携の契機とした。また、当事者および家族の活動の場と交流の機会を拡充するため、交流会の実施回数を4回(平成28年度3回)に増やすとともに、交流会を通じて必要な支援ニーズの把握に努めた。
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	障害者就労支援センターの運営		「地域開拓促進」「就労支援」「生活支援」の各専任コーディネーターが連携を図りながら就労および生活に関する相談支援に取り組むとともに、平成29年度は、就労希望者を掘り起こす福祉施設訪問(433回)をはじめ、障害者雇用を支援する企業訪問(266回)、障害者雇用企業の新規開拓(93件)に積極的に取り組み、障害者の自立を促進し働きやすい就労環境の整備を進めた。 (平成29年度 登録者数198人、就労者数20人、相談延べ件数7,010件)	
	中央区障害者就労支援事業所ネットワーク会議		障害者就労支援センターと区内の障害者就労支援事業所(13事業所)間の連携強化と情報共有を図るためネットワーク会議を5回開催した。会議では、平成30年度から始まる新たなサービス「職場定着支援」を見据えて東京ジョブコーチ支援室講師による講演会を実施するとともに、共同事業として定着した障害者向けセミナー(9月開催、142人参加)を相談、体験、講演会等を同一会場で実施し各コーナーの参加者を増やす工夫を図ったほか、企業向けセミナー(11月開催、99人参加)では、新たに法定雇用率の対象になる精神障害者への配慮や職場定着をテーマとして開催し、障害者と企業それぞれの立場から障害者就労の理解を深める機会となった。	
	地域生活支援拠点等の整備		自立支援協議会および地域移行・地域定着部会において、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の地域生活支援拠点について検討を行った。これを踏まえ、基幹相談支援センターをはじめ、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等によるネットワークの整備に取り組むとともに、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」(平成30年3月策定)の中で取組の重点として位置づけた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	精神障害者地域活動支援センターの利用登録者数	1日の利用登録者数	—	86人	81人	81人	40人
	福祉施設から企業等への就労移行者数	福祉施設利用者のうち企業等への就職者数(年間)	5人	5人	10人	9人	27人以上
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	平成29年度の障害者就労支援センターの登録者数は、198人(平成28年度198人)で、登録者のうち就職者数は20人(平成28年度25人)となっている。また、働く障害者の集いの場事業「ニコニコドットコム」の年間累計参加者は、223人(平成28年度284人)となっている。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○障害者手帳所持者数(平成29年4月1日現在3,937人)の増加が続き、ニーズが多様化する中、「フレンドハウス京橋」の運営や民間障害者グループホームの家賃助成、新たに立ち上げたグループホーム連絡会での支援情報の共有化等による居住支援、増加が顕著な精神障害者を対象に相談支援と日中活動の場を提供する「ポケット中央」の運営、高次脳機能障害者とその家族を地域で支える交流会や相談会等を開催するなど、障害者の自立と社会参加の促進が図られている。 ○重度障害者への対応については、利用者増加に対応するため平成29年度に福祉センターの改修工事を実施し活動スペースを広げるとともに、事業内容の見直しや支援体制の強化を図るために平成30年度以降生活介護事業に移行する条例改正を行った。 ○障害者の就労支援については、企業の求人と障害者の就労希望のマッチング等の課題もあり、就労移行の目標値を達成できなかったが、就労支援センターと区内就労支援事業所の連携による就労面と生活面の支援等に努めた。
施策の目的達成に向けての課題		○障害者が地域で安心して暮らせるよう、グループホームの安定的な確保と障害特性に応じた拡充を図るとともに、障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援機能を備えた地域生活支援拠点の整備を推進する必要がある。 ○増加傾向にある精神障害者の生活を地域で支えるため、「ポケット中央」の役割はますます重要となっているが、複雑、多様化する支援ニーズに対応していくためには、福祉だけでなく、保健や医療等と連携した支援体制を構築していく必要がある。 ○重度障害者の通所事業においては、受け入れ人数の拡充に加え、多様化する対象者の実態やニーズに応じて日中活動の内容を充実させていく必要がある。また、高次脳機能障害者とその家族の支援については、これまでの取組を踏まえて実態に合ったサービスを提供していく必要がある。 ○障害者が安定的に働き続けられるよう、企業等への就労や福祉施設における訓練等の支援に加え、就労に伴う生活面の課題に対応する支援の充実を図る必要がある。

4 今後の方向性

○障害者グループホームについては、社会福祉法人等への助成を通じて安定的な確保を図った。今後とも区有施設の改修等の機会を捉えて重度身体障害者等の対応を含め拡充に向けて検討を進めていく。また、地域生活支援拠点については、基幹相談支援センターをはじめ、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所が分担して機能を担う面的整備型として基本となるネットワークを整備した。今後も面的整備型としての体制強化に取り組むとともに、相談や居住支援等の機能を集約した多機能拠点型の整備に向けて検討を進めていく。

○成人支援の取組については、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の開設・運営を進め、利用登録者が目標を上回るなど精神障害者の日中活動支援の充実を図った。今後は、精神障害者にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置し連携強化に取り組んでいく。また、重度身体障害者への対応については、生活介護事業として定数を増加し受け入れを拡充するとともに、事業内容の充実を通じて障害者の社会参加のさらなる推進を図る。さらに、高次脳機能障害者については、具体的なニーズの掘り起こしとさらなる実態の把握に努め、必要なサービス提供に向けた検討を引き続き行っていく。

○障害者の就労支援については、今後も障害者就労支援センターの専任コーディネーターによる障害特性や一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を提供するとともに、就労支援事業所ネットワークと連携しながら、新たに始まる「就労定着支援」を活用し、就労に伴う生活面の課題に対応しながら、企業や家族との連絡調整等の支援に取り組んでいく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	地域の理解と交流の推進	施策No	6	部課名	福祉保健部障害者福祉課
関連部課名	福祉保健部 福祉センター・子ども発達支援センター			基本計画 (施策分野)	障害者福祉
目的	○障害のある方と地域住民とが楽しく触れ合えるような交流の機会が拡充し、障害者理解が深まることで、障害のある方が地域の中で安心して暮らし、すべての人々がお互いの人格と個性を尊重して支え合う地域社会が実現されている。 ○福祉施設等の場においてボランティアの受け入れを促進し、地域ぐるみで連携しながら、障害のある方への支援や障害を正しく理解する土壌が醸成されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	障害者差別解消のための普及・啓発		障害者差別解消法の目的である、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、区の事務事業における差別の解消に全庁を挙げて取り組むとともに、対応力を向上させるため「中央区職員のための職場対応のかんどころ」を作成した。また、区独自のリーフレット「理解を深めよう差別解消法」のイラスト等をわかりやすくした改訂版(1,000部)を配布し、区民・事業者への普及・啓発を図った。	
	健康福祉まつりの開催		地域で生活するすべての方々が、触れ合いや交流を通じて相互の理解と親睦をより一層深められるよう、「出会いと ふれあいと 感動と」をテーマに毎年実施している。 平成29年度も、実行委員会による企画・準備が進められたが、当日荒天のため中止となった。	
	障害者(児)日帰りレクリエーション等による社会参加の促進		障害者(児)とその家族等を対象として、「つくばエキスポセンター・牛久大仏」(身体障害者・精神障害者 参加71人 知的障害児・身体障害児 参加117人 それぞれ付添人含む)を訪れ、日頃レクリエーションの機会が少ない障害のある方の社会参加の促進と家族の慰労を図った。	
	レインボーハウス明石なないろ祭の開催		施設および保護者会の主催による利用者の作品展示・販売、吹奏楽、和太鼓や盆踊り等のイベントを通じ、地域と施設の相互理解と交流を深めることができた。(来場者数約1,000人)	
	障害者就労支援モザイク平板の制作・設置		福祉センター利用者による就労継続支援事業として、石、レンガ、瓦等の建築廃材を活用して制作したモザイク平板を新たに湊公園に設置し、障害者の自立の促進と、制作に携った障害者の仕事に対する意欲の向上を図った。	
	障害者ヘルプカードの普及・啓発		援助や配慮を必要とする方が身につける「ヘルプカード」、「ヘルプマーク」(2,000個作成)を障害者福祉課、福祉センター、保健所・保健センターおよび日本橋・月島特別出張所にて配布し普及・啓発を図った。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	健康福祉まつりの参加団体数	—	78団体	81団体	84団体	85団体	90団体
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	地域の共生社会の実現に向けた障害者差別解消の取組を進めるとともに、「ヘルプマーク・ヘルプカード」の配布場所の拡大や福祉センター利用者が制作したモザイク平板を広く区民が鑑賞できる公園等へ設置する事業等を通じて障害と障害者への理解が促進されている。また、健康福祉まつりは平成29年度荒天のため中止となったが、実行委員会に参加した障害者、高齢者、ボランティア等多くの区民が、企画や準備作業を通じてテーマに掲げた共生社会について理解を深める機会となったほか、毎年実施しているレインボーハウス明石なないろ祭等を通じて相互交流が図られている。
施策の目的達成に向けての課題		○「障害者差別解消法」が目指す共生社会の実現に向けて、引き続き「職員対応要領」に基づき、区の事務事業における障害を理由とする差別の解消を一層推進するとともに、区民や事業者に対し効果的な普及・啓発を図っていく必要がある。 ○障害のある方に対する理解を一層促進するため、地域との交流の機会を拡充するなど、心のバリアフリーのさらなる推進を図る必要がある。

4 今後の方向性

障害者差別解消法が目指す共生社会の実現に向けて、パネル展示や講演会の開催、リーフレットの配布等を通じて法の趣旨について幅広く区民や事業者に普及・啓発を図った。今後もこれまでの取組を継続し率先して障害者差別解消に取り組んでいく。

また、障害者理解の促進を図るため、障害のある方と地域住民が触れ合い交流する健康福祉まつりは、安定的に参加団体が伸びている。今後も、差別や偏見のない地域社会づくりを目指し、障害と障害者に対する理解を深める普及・啓発や、イベント等による障害者と地域の人々の交流、さらには地域における見守りや支え合い活動への地域住民の参加促進を通じて、思いやりのある福祉の心を醸成していく「心のバリアフリー」を推進していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	健康づくりの推進	施策No	7	部課名	福祉保健部高齢者福祉課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	高齢者福祉
目的	生涯にわたり人生を楽しむことができるよう、高齢者一人ひとりが健康の大切さについて自覚し、健康づくりや体力の維持向上に努めている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	健康づくりの推進	継続	- 健康づくり教室の充実 - さわやか体操リーダーの育成・活用 50人 - サークルの育成	介護予防プログラムとして、元気高齢者向けに「さわやか健康教室」、生活機能の低下がみられる高齢者向けに「はつらつ健康教室」、両者を対象とした1回完結型の「ゆうゆう講座」を実施した。また、さわやか体操リーダーによるいきいき館(敬老館)等での教室の拡充を図るほか、高齢者がより身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、元気応援サポーターを育成し、環境の整備を促進した。 ○教室・講座延べ参加者数 - さわやか健康教室(トレーニングマシンコース) 1,448人(計192回) - はつらつ健康教室 2,293人(計288回) - ゆうゆう講座 952人(計24回) - さわやか体操リーダーによる体操教室 2,492人(計240回)
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	出前はつらつ体験講座の実施		区民館等において座位でのストレッチや口腔ケア・脳トレ体操等が体験できる講座を開催(開催回数 6回、延べ参加者数 83人)した。健康づくりに関する普及・啓発を通じ、主体的な健康活動や「はつらつ健康教室」への参加につなげることができた。	
	介護予防事業対象者への働きかけ		要支援・要介護になるおそれのある高齢者(介護予防事業対象者 2,088人)に対し、健康づくり教室の案内の送付(1,638通)および電話による健康づくり教室への参加勧奨を行い(1,062回)、健康の大切さ、健康づくりの重要性について広く周知を図った。	
	高齢者通いの場支援事業		高齢者が身近な場所で気軽に交流し、簡単な運動やレクリエーションを通じて健康づくりや介護予防を行える環境づくり、また高齢者を支え合う地域づくりを推進することを目的として、住民が主体的に運営する通いの場(12団体)の運営支援を行った。(開催回数 316回、延べ参加者数 3,857人、延べスタッフ数 1,214人)	
	元気応援サポーターの育成		高齢者がより身近な場所で気軽に健康づくりに取り組めるよう、その支援の担い手となる元気応援サポーターを新たに育成した(6名)。通いの場や高齢者施設での派遣活動(17回)を通じ、これまで育成してきたさわやか体操リーダー(24名)による体操教室等と併せて健康づくりや介護予防の機会を充実することができた。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	元気高齢者の割合	要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	81.4%	81.4%	80.9%	80.4%	82.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	平成29年度の介護保険第1号被保険者数は、前年度比で1.6%(平成28年度 24,167人 → 平成29年度 24,546人)増加した。また、平成29年度における要支援・要介護認定を受けていない高齢者数は、前年度比で0.9%増(平成28年度 19,559人 → 平成29年度 19,732人)であった。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○さわやか健康教室、はつらつ健康教室の修了者に区の健康づくり事業および運動施設等の情報をまとめたガイドブックを配布すると同時に、いきいき館の各種事業、さわやか体操リーダーによる体操教室やゆうゆう講座を案内した。また、はつらつ健康教室受講者に対しては、修了後のアンケート調査を通じ、健康づくりの継続状況等を把握することにより、おとしより相談センターと連携して健康づくりに取り組める場の紹介等の積極的支援を行った。 ○さわやか体操リーダーによる教室を充実(マシン教室月8回→11回、ゴムバンド教室月5回→7回)した効果もあり、参加者数が増加(平成28年度 1,909人→平成29年度 2,492人)した。さわやか体操リーダーの派遣では、高齢者クラブへの派遣回数の増加(平成28年度8クラブ15回→平成29年度7クラブ20回)等により、リーダーの活動場所・機会の拡充、身近な場所における健康づくりの機会の拡充に資することができた。また、マシン教室修了者を対象に、総合スポーツセンターを活用した体験教室を実施するなど(6回、参加者 42人)、スポーツ施設を通じた継続的な健康づくりの促しを図った。 ○健康づくりの新たな担い手として元気応援サポーターを育成することにより、所属する自主グループ活動の活性化とともに、通いの場や高齢者施設等身近な場所で行う健康づくりや介護予防の機会の拡充を図ることができている。 ○ゆうゆう講座の参加者人数は105人増加し(平成28年度 847人→平成29年度 952人)、講座終了後のアンケート調査でも「非常に良かった」「良かった」との回答が9割以上に上るなど、高齢者のニーズを捉えた効果的な講座の展開が図られている。また、講座終了後におけるサークル活動の紹介についても、健康づくりへの促しとして一定の成果を挙げている(紹介を通じたサークル加入者 16人)。 ○平成28年度に実施した「通いの場」モデル事業を踏まえ、平成29年度から開始した高齢者通いの場支援事業では、12団体が区内各地域で通いの場を開催するなど、住民主体による高齢者の健康づくりや介護予防の取組が少しずつ広がりを見せている。
施策の目的達成に向けての課題		○早い段階からの高齢者の健康づくりに向けた支援を引き続き推進するとともに、健康教室やゆうゆう講座の受講者が修了後も健康づくりに継続的に取り組めるよう、通いの場等身近な場所における健康づくりの場の情報提供とともにサークル活動への参加を促進していく必要がある。 ○さわやか体操リーダーや元気応援サポーターについては、高齢者クラブや通いの場等への派遣の増加等活動の機会の充実を図りながら、高齢者の身近な場所における健康づくりの機会の広がりにも寄与していくことが求められる。 ○通いの場が身近な場所における健康づくりのきっかけの場としてより多くの高齢者に利用されるよう、事業の周知等を強化し新規開設団体の拡大を図っていく必要がある。 ○健康づくりの自主的な取組を一層広げていくため、専門的な指導者がいなくても、身近な場所で気軽に介護予防に取り組むことができるプログラムを作成し、普及していく必要がある。

4 今後の方向性

○日常生活の中で介護予防に意識的に取り組んでもらえるよう、ガイドブックや通いの場マップを活用し区の施設や健康づくり事業の周知を進めるとともに、各種健康教室・講座の場において積極的な普及・啓発を図っていく。また、おとしより相談センター等との連携のもと、生活機能に低下がみられる高齢者に対し、はつらつ健康教室を積極的に周知するほか、さわやか健康教室修了者で、運動等が継続できていない高齢者に対しては、新たに修了者向け講座の実施、さらに、ゆうゆう講座修了者には他の健康教室やサークル活動に関する情報を積極的に提供するなど、さまざまな場面で高齢者の継続的な健康づくりを促していく。 ○さわやか体操リーダーや元気応援サポーターについては、高齢者のニーズも鑑みながら育成の推進および教室の充実を図るとともに、高齢者クラブ等に対し、派遣活動に係る周知を積極的に展開していく。さらに、元気応援サポーターによるグループの立ち上げ支援等、自主的活動へのサポートに係る検討を行っていく。 ○通いの場の運営団体の拡大に向けては、「区のおしらせ 中央」や通いの場マップを活用しながら事業の積極的周知を図っていく。とりわけ、集合住宅や事業所が多い本区の特性を踏まえ、マンション管理組合や民間事業者等への周知を推進していく。また、生活支援コーディネーターやおとしより相談センター等関係機関と連携しながら、新たな担い手の発掘、育成を進めていく。 ○転倒予防や口腔機能・認知機能の向上等の効果が見込まれる新たな介護予防プログラムを開発し、さわやか体操リーダー等区民ボランティア中心に普及していくことで、いきいき館や通いの場等身近な場所における健康づくりを一層促進していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	生きがいづくり・社会参加の促進	施策No	8	部課名	福祉保健部高齢者福祉課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	高齢者福祉
目的	高齢者が住み慣れた地域で、知識や経験、能力を生かして就労やボランティア等の社会参加活動を行い、いきいきと暮らしている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	「70歳就労社会」の実現 (社会参加の促進)	継続	・高齢者の就業拡大 ・元気高齢者人材バンクの登録者の拡充 ・いきいき館のサービスの拡充	○シルバー人材センターにおいては、就業専門員(4名)による区内企業・団体への就業開拓の取組強化により、受託件数が103件(平成28年度3,319件→平成29年度3,422件)増加した。また、シルバーワーク中央においても、事業所への個別訪問、「区のおしらせ 中央」への掲載、チラシの配布等積極的な求人開拓や周知により独自求人数が126人(平成28年度2,259人→平成29年度2,385人)増加した。 ○元気高齢者人材バンクにおいては、技能お披露目会(3回)および人材バンクPR会(2回)等により事業の周知を促進した結果3人の新規登録があった。(平成29年度末 登録者数75人) ○いきいき館においては、講座やイベントの充実に加え、「区のおしらせ 中央」への掲載、高齢者クラブや民生・児童委員協議会へのチラシの配布、近隣の町会掲示板にポスターを貼付するなどの周知活動を積極的に行った結果、年間利用者数が3,993人(平成28年度123,484人→平成29年度127,477人)増加した。
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	高年齢者合同就職面接会の開催		中央区地域雇用問題連絡会議(区も加盟)の主催により高年齢者合同就職面接会を開催した。(平成30年2月実施)16社、87人の求人に対して、66人の求職者が参加し、このうち8人が就職するなど、高齢者の雇用促進に寄与することができた。	
	高齢者クラブ活動の活性化		高齢者クラブの代表者会において、さわやか体操リーダーや元気高齢者人材バンク派遣事業の説明等、積極的な周知を図るとともに、さわやか体操リーダー(7クラブ20回)や元気高齢者人材バンク(7クラブ10回)の派遣により、高齢者クラブにおける健康づくり、生きがいづくりの促進につなげた。	
	高齢者雇用促進奨励金の交付		シルバーワーク中央の独自求人開拓や高齢者雇用企業奨励金の周知により雇用拡大が図られたことに伴い、高齢者雇用企業奨励金(14件 580,000円)を交付した。これにより、意欲のある高齢者の就労環境づくりに資することができた。	
	中央高年齢者就職面接会の開催		区およびシルバーワーク中央(中央区社会福祉協議会)の共催による就職面接会を2回開催した。25社が参加し、参加者は延べ119人、このうち34人が就職するなど、高齢者の雇用促進を図った。	
	高齢者通いの場支援事業		一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が社会的に孤立しないために、住民が主体的に運営する交流サロン「通いの場」(12団体)の運営を支援し、高齢者を支え合う地域づくりを促進した。	
	生活支援体制整備事業		中央区社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを1名配置し、地域福祉コーディネーター(2名)とともに地域ニーズの把握や担い手の育成、生活支援・介護予防サービス提供団体等とのネットワークづくりを進めた。また、地域支えあいづくり協議体を2回開催し、関係団体等との情報共有・連携強化を図った。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	高齢者の就労割合	中央区政世論調査の回答者の属性データによる高齢者の就労割合	33.2%	34.9%	40.0%	31.0%	36.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○シルバー人材センターの受託件数が3,422件と前年度より103件増加した。また、就業会員数は510人で前年度より12人増加した。 ○シルバーワーク中央の平成29年度における独自求人数は2,385人で前年度より126人増加し、就職者数は223人で前年度より1人増加した。また、求職者数は前年度より108人減少した。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○シルバー人材センターでは、就業を希望する全会員を対象に、就業グループの特性に合わせた接遇マナー研修を実施するなど顧客満足度向上に向けた取組を進めた結果、家庭を含む民間からの受託件数(平成28年度 2,903件→平成29年度 3,008件)および介護保険法における総合事業の受託件数ともに増加した。(予防生活援助サービス:平成28年度7件、延べ54回→平成29年度12件、延べ100回) ○シルバーワーク中央と共催の「高齢者就職面接会」においては、周知強化の取組が就職者の増加(平成28年度 23人→平成29年度 34人)に結びついている。 ○元気高齢者人材バンクにおいては、いきいき館と連携した新たなイベントの実施や技能お披露目会等を通じた周知活動、多世代交流を目的とした児童館へのPR活動等活動場所・活躍の機会の充実を進め、講座依頼の増加等の成果につながっている。 ○シルバー人材センター、シルバーワーク中央、元気高齢者人材バンクが参加する「セカンドライフ応援セミナー」について、東京しごと財団の「シニア就業ワーキングセミナー」と共同開催とした結果、参加者数が大幅に増加した。(平成28年度 60人→平成29年度 116人)関係機関と連携した新たな事業展開により社会参加のきっかけの場を広げることができている。 ○いきいき館においては、高齢者の生きがいにつながる講座やイベントを充実し、一日当たりの来館者数が増加した。また、各館に孤立防止・生きがい推進担当を配置し、関係機関や団体等との連携のもと、孤立防止のための積極的な働きかけ等により、利用者の孤立防止に寄与することができている。 ○住民が主体的に運営する交流サロン「通いの場」の運営支援とともに、生活支援コーディネーターとの連携のもと、社会参加の機会や生活支援に関する情報提供を積極的に行い、一人暮らしや閉じこもりがち参加者および運営者(スタッフ)の生きがいづくりの支援、高齢者を支え合う地域づくりの促進を図ることができた。(通いの場開催回数 316回、延べ参加者数 3,857人、延べスタッフ数 1,214人)
施策の目的達成に向けての課題		○高齢者数が増加する中、就労支援の強化や新たな活動場所の開拓の重要性は一層高まっており、引き続きさまざまな機会を捉え、シルバー人材センターやシルバーワーク中央の事業、元気高齢者人材バンクの活動の積極的周知を展開していく必要がある。 ○シルバー人材センターにおいては、引き続きセンター業務の周知と公共事業等の受注拡大、新規就労開拓に取り組み、総合事業についても予防生活援助サービスの利用拡大を図っていく必要がある。 ○シルバーワーク中央においては、求人の職種と求職者の希望職種の乖離の縮小に向け、独自求人の開拓および情報提供に努め、一層の雇用拡大を図っていく必要がある。 ○いきいき館においては、開催する講座やイベント内容の充実とともに、高齢者の社会的孤立を防ぐため、関係機関等と連携した適切な支援が求められている。 ○通いの場については、生活支援コーディネーターと連携し、新規運営団体を順次拡大していく必要がある。また、通いの場参加者のうち男性の参加者の割合が約1割と少ないため、男性の参加を促すプログラムを支援していく必要がある。

4 今後の方向性

○今後も「セカンドライフ応援セミナー」をはじめさまざまな機会を捉え、シルバー人材センター、シルバーワーク中央の事業や元気高齢者人材バンクの活動の周知を広げていく。セカンドライフ応援セミナーについては、東京しごと財団のイベントとも連携しながら、より多くの高齢者に参加してもらえるよう開催方法を工夫していく。また、元気高齢者人材バンクについては、多世代交流の場において幅広く活動の機会が得られるよう、児童館や高齢者クラブ、通いの場での活動の拡大を図っていく。 ○シルバー人材センターにおいては、関係機関と連携をしつつPR活動を行い、引き続き会員の拡大や新規就労開拓に努めるとともに、総合事業の提供主体として、高齢者の多様化するニーズに的確に対応できるよう、質の高い予防生活援助サービスの提供に向けた体制を構築していく。 ○シルバーワーク中央において、引き続き独自求人の開拓に努め高齢者就職面接会の充実を図るとともに、再就職セミナーやキャリアチェンジを通じて求職者の意識改革を図りながら職種のマッチングを行い、高齢者の就労機会の拡大を図っていく。 ○いきいき館においては、利用者が講座やイベント等でのボランティアや講師等の役割を担う場や、受講した講座の成果を発表する場、地域交流や多世代交流の場の拡充等を引き続き図っていく。また、孤立防止・生きがい推進担当を中心に行きいき館のPR活動や利用者の状況を把握し、関係機関や団体等との連携のもと孤立防止や介護予防を推進していく。 ○通いの場新規開設団体の拡大を目指し、生活支援コーディネーターとの連携のもと、事業周知や新たな担い手の発掘や育成を行っていく。また、男性の参加支援については、現役時代に地域とのつながりがなくまま退職を迎える方等を対象にした生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座の開催のほか、効果的な支援のあり方について地域支えあいづくり協議体での検討を進めていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	地域ケアの総合的な推進	施策No	9	部課名	福祉保健部高齢者福祉課・介護保険課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	高齢者福祉
目的	○高齢者がひとり暮らしになっても、地域で支え合い見守られながら、安心して暮らしている。 ○介護者の負担軽減が図られ、在宅介護に重点を置いたサービスが整い、住み慣れた地域で生活している。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	高齢者あんしんネットの拡充	継続	・地域見守り活動団体および協力民間事業者等の拡大 ・おとしより相談センターの拡充 2カ所	○地域見守り活動団体に対し見守りサポーター養成研修(1回、参加者 69人)を実施したほか、民間事業者等と高齢者の見守り活動に関する協定を新たに3事業者と締結し(区が13事業者および水道局、都が54 事業者・団体)、見守り事業に関する情報共有や見守り体制の充実を図った。また、日常生活圏域ごとに地域見守り活動団体や協力民間事業所、医師会、民生委員等が参加する地域懇談会(3カ所・3回)を実施し、地域で高齢者を支えるための取組の紹介や情報交換を行った。 ○人形町おとしより相談センターを平成29年11月に開設し高齢者安心ネットの充実を図った。
	在宅系サービス拠点の整備	継続	・小規模多機能型居宅介護事業所の整備 3カ所 ・ショートステイの整備 3カ所 ・ショートステイの増床	八丁堀駅周辺施設の再編を踏まえ、ショートステイ1カ所(定員8人)の整備について、基本設計・実施設計を行うとともに、運営事業者を公募した。また、運営事業者候補事業者を選定するための委員会を立ち上げた。
	特別養護老人ホーム等の整備	継続	・地域密着型特別養護老人ホーム等の整備 3カ所 ・認知症高齢者グループホームの整備 1カ所 ・特別養護老人ホームの増床	八丁堀駅周辺施設の再編を踏まえ、地域密着型特別養護老人ホーム1カ所(定員29人)および認知症高齢者グループホーム1カ所(定員18人)の整備について、基本設計・実施設計を行うとともに、運営事業者を公募した。また、運営事業者候補事業者を選定するための委員会を立ち上げた。
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	認知症の相談支援の充実		認知症地域支援推進員等が中心となり、戸別訪問や医療機関との緊密な連絡調整を図りながら、認知症高齢者の相談体制の強化、認知症高齢者等の早期発見・早期診断等の支援を推進した。(相談件数 平成28年度3,777件→平成29年度3,866件、うち訪問件数 平成28年度979件→平成29年度1,029件)また、医師と専門職で構成される認知症初期集中支援チームを平成29年10月に設置し、訪問による認知症の診断および医療機関への紹介(2件)を実施した。さらに認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流し気軽に相談できる場である認知症カフェを新たに3カ所で実施した。	
	地域ケア会議の実施		おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者等の参加のもと普及・啓発型地域ケア会議(12回)および課題解決型地域ケア会議(24回)を開催した。これにより、関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及・啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じた、きめ細かい支援につなげることができた。	
	在宅療養支援		在宅療養者やその家族の在宅療養生活を支援するため、学識経験者、医療関係団体、主任介護支援専門員等の参加のもと中央区在宅療養支援協議会を開催し(3回)、医療機関や介護サービス事業者等が連携したネットワークの効果的な運用、必要なサービスの整備等について協議を行うとともに、「在宅療養支援の手引き」の改訂を行った。また、在宅療養支援に係る研修会(医療機関および事業者向け1回、区民向け2回)、医療ニーズの高い要介護者向けの緊急ショートステイ事業(5人、57日)、在宅療養支援病床の確保(40人、490日)等により、在宅療養生活を送っている方等の安心できる生活の支援に寄与することができた。	
	介護に関する普及・啓発、質の向上		おとしより相談センターが中心になり、介護保険制度や区の介護サービスをテーマとした出前講座(98回、2,597人参加)および認知症サポーター養成講座(62回、2,046人参加)のほか、認知症サポーターを対象とした認知症サポーターステップアップ研修(1回、39人参加)、サポーター間の交流を行うサロン(11回、118人参加)等の開催により、介護保険制度や認知症に関する正しい知識の普及や理解の促進を図った。	
	中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定		団塊の世代がすべて後期高齢者になる2025年を見据え、“互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち”を基本理念として「介護予防(社会参加)」・「生活支援」・「医療」・「介護」・「住まい」の5つの視点から、今後3年間の高齢者施策を推進していく計画を策定した。(計画期間:平成30～32年度)併せて第7期(平成30～32年度)の第1号被保険者保険料については、基準額を第6期と同額の5,920円に据え置くとともに、高所得層の多段階化により低所得層の負担軽減を図った。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移			
			23年度(現状値)	27年度	28年度	29年度(目標値)
	在宅で暮らしたい人の割合	中央区政世論調査における要介護時に在宅で暮らしたい人の割合	70.3%	68.7%	68.7%	69.7%
客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○地域見守り活動団体およびあんしん協力員数は平成27年度17団体151人、平成28年度17団体159人、平成29年度20団体179人であり、また、見守り対象者数は、平成27年度408人、平成28年度435人、平成29年度513人とともに増加している。 ○おとしより相談センターにおける相談件数は、平成27年度22,654件、平成28年度23,799件、平成29年度26,721件と年々増加している。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○地域密着型サービスを中心とした在宅生活を支える介護サービスの充実に加え、要支援者等を対象とする介護予防・日常生活支援総合事業ではシルバー人材センターのほか、新たな事業者の参入により緩和型サービス利用件数が増加した。併せて、通いの場や地域見守り事業等さまざまな担い手による多様な支援を複合的に提供できる体制づくりを推進することができた。 ○おとしより相談センターにおける相談件数が増加している中、センターに配置されている専門職種の相談員の連携により、個々の相談者の状況に応じた適切な対応が図られており、地域ケアにおける身近で総合的な相談窓口としての機能を果たすことができている。また、平成28年12月に勝どきおとしより相談センターを開設するとともに、人形町おとしより相談センターを平成29年11月に開設し、相談体制のさらなる強化を進めることができている。 ○八丁堀駅周辺施設の再編に係る地域密着型特別養護老人ホームの整備については、ニーズの高まりを踏まえ新たに整備することとしたショートステイおよび認知症高齢者グループホームとともに実施設計まで完了した。
施策の目的達成に向けての課題		○今後も高齢者人口の増加が想定される中、身近な地域における医療、介護、福祉等の一貫したケア体制の整備と一人一人のニーズに対応した支援の強化が求められている。 ○ひとり暮らしや認知症等で自ら相談をすることができない高齢者の安心した暮らしを支えていくため、おとしより相談センターを中心に高齢者への訪問による相談や地域ぐるみで支え合うネットワークづくりを推進していく必要がある。 ○認知症は早期に発見することで症状の改善や進行を遅らせるだけでなく、重度化するまで自分の意志に沿った生活の継続が可能となることから、認知症の早期発見や認知症初期集中支援チームの活用をさらに図っていく必要がある。 ○一人一人の状況に即した、自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントの促進が一層求められているため、サービスの適切な提供に向けた体制の確保やケアマネジャーの資質向上に向けた取組を進めていく必要がある。 ○多くの介護サービス事業所において介護職員の不足が顕在化している中、区内事業所の雇用支援を充実し、介護人材の確保・定着を図る必要がある。 ○在宅サービスのニーズの増加・多様化とともに、多くの高齢者が要介護状態になっても自宅で暮らしたいと希望している中、在宅介護に重点を置いたサービスの充実が求められる。とりわけ、医療ニーズのある要介護高齢者が増加している状況下、既存サービスの利用促進とともに、サービス需要の動向を捉えつつ、運営事業者の誘致を推進するなどサービスの確保に向けた取組がより重要となっている。

4 今後の方向性

○高齢者や介護者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域ケア会議を通じ引き続きニーズの的確な把握を図るとともに、身近な地域における総合的な相談拠点であるおとしより相談センターの相談体制を充実していく。また、在宅療養を続ける方を地域の連携で支える体制を強化するため、医療と介護関係者の交流の場を拡大するなど、相互の連携を深めていく。 ○ひとり暮らしや認知症等の高齢者の見守りについては、おとしより相談センターを中心として、民生・児童委員、町会・自治会等地域の人材や民間事業者による見守り活動を活用しながら、関係機関等からなる地域見守りネットワークづくりを引き続き進めていく。 ○認知症高齢者への早期支援が効果的に行われるよう、平成28年度に全戸配付した認知症ケアパスの活用促進を引き続き図るとともに、平成29年度に設置した認知症初期集中支援チームを活用し、関係機関と連携しながら継続的な支援を進めていく。さらに認知症サポーターの会の活動や通いの場支援事業等を通じて認知症カフェ等気軽に相談できる場の拡充を図っていく。 ○介護給付の適正化に向け、介護サービス事業所への実地指導回数の増加等検査・指導体制を強化するとともに、ケアマネジャーの資質向上を図るため、新たに資質向上型地域ケア会議の開催を検討していく。 ○介護事業所への就職を斡旋する介護人材確保支援事業のほか、介護職合同就職面接会の開催や介護職員等の宿舍借上支援事業等を新たに実施し、介護職員の雇用の創出・定着につなげていく。 ○在宅サービスの充実に向け、「小規模多機能型居宅介護」をはじめとする各サービスについて、事業者等と連携しながら周知および利用の促進に努めていく。さらに、医療ニーズのある要介護高齢者の在宅生活を支援するため、「看護小規模多機能型居宅介護」の提供体制の整備に向け運営事業所の誘致検討を進めるとともに、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」についても、今後の提供体制の充実について検討していく。
--

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	生活の安定	施策No	10	部課名	福祉保健部生活支援課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	生活保護・援護
目的	支援が必要な人が安定した日常生活を送るためのセーフティネットが整備され、就労・自立のための活動が自発的・積極的に行われている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	応急小口資金貸付事業の実施		現在の経済状況は穏やかに回復しているが、収入の多くを生活費に消費する世帯は、急な資金が必要になった時に調達が困難な場合がある。本事業の利用により、日常の生活の安定、維持につなげることができた。 平成28年度:12件1,070,000円 平成29年度:8件880,000円	
	生活困窮者に対する相談体制の充実		経済的な困窮のみならず、複合的な問題を抱える相談者は、年齢層も若者から高齢者まで幅広く、社会的孤立状態にある場合が多い。相談者の状況に応じ、生活保護に至る前に、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金事業等各種事業を講じ、他法・他施策を紹介するなどして、経済的・社会的自立を目指した支援を行った。	
	住居喪失者等に対する支援の実施		住居確保給付金制度利用による居住生活の継続を支援するとともに、都区共同の路上生活者対策事業が生活困窮者自立支援法の枠組みの中で実施され、住居喪失者等に継続的な関わりを持つことで自立への意欲を喚起し、就労や住まいの安定に向けた支援をした。これまでは、都区共同で設置している自立支援センターのみの利用だったが、平成29年度からは委託契約を結んだ無料低額宿泊所を利用し支援を行った。	
	子どもの学習支援の実施		「貧困の連鎖」が生じないよう、子どもの学力を下支えし、社会と関わる力(ソーシャルスキル)の向上を目的に、平成27年度から2年間協働提案事業として学習支援事業である学習会を年間30回程度開催した。参加状況を含め目的にかなった事業であると評価を受け、平成29年度から自主事業として引き継いだ。参加した児童の保護者からも学習習慣が身についたとの報告があった。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○応急小口資金貸付事業は、事業の趣旨に基づく適正な貸付を行う一方で、生活費の貸付相談も依然としてある。恒常的に生活費が不足している世帯については、生活困窮者自立支援法に基づく家計相談や就労支援の利用を条件に、当面の生活費を貸し付けて自立を促した。 ○生活保護受給前の段階において、早期に経済的・社会的自立を図るよう、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援を実施し、住居確保給付金の支給や各種事業の利用を促し、必要に応じて関係機関への相談に同行するなど、個別的・継続的に生活全般に係る相談に適切に対応することができた。 ○都区共同の路上生活者対策事業である自立支援センターの利用について、利用対象者に生活困窮者自立支援制度および施設の管理・利用方針等を説明した上で、適切な就労自立支援を行った。自立支援センター利用を軸に、区で委託契約した無料低額宿泊所で待機させたところ、直ちに生活保護になるケースは無かった。 ○学習支援の運営をNPO法人に委託し、大学生・社会人ボランティアが指導に当たった。個別指導により、参加した個々の児童の特性や学習内容の進捗状況に合わせた指導をすることができた。 平成28年度:登録者数24人 延べ参加者数367人 平成29年度:登録者数26人 延べ参加者数444人
施策の目的達成に向けての課題		○生活困窮者自立支援の一環で貸し付けた応急小口資金の場合、返済が滞らないよう、一定期間は就労継続を見守る必要がある。 ○生活保護に至る前の相談支援は、相談者に伴走する形で行うが、生活困窮に至る理由はさまざまである。また、社会や地域に潜在する生活困窮者を相談の場につなげる方法や、その相談に迅速・的確な支援が行えるよう支援員の技術の向上策も検討する必要がある。 ○社会や地域に潜在する生活困窮者は、生活習慣の乱れや社会との関わり方に不安や問題を抱えていて、直ちに一般就労に結びつかないことが多い。相談者自身のソーシャルスキルの習得や、就労意欲を喚起していく方法の検討が必要である。 ○職や住居を失った場合の支援は、自立支援センターの入所を中心に、補完的に委託契約している無料低額宿泊所を利用しているが、今後はさらに効果的に活用していく必要がある。

4 今後の方向性

○これまで、生活保護に至る可能性はあるが自立が見込まれる相談者に対しては、生活保護の申請に類する相談として、助言や関係機関との調整を行っていたが、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者に対する支援体制が確立され相談支援員が配置されたことで、相談者自身の選択による支援が可能になった。

○生活困窮者自立支援法を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援をより一層推進していくため、ハローワークや東京ジョブステーション等関係機関と個別具体的な連携を確保しながら、就労その他自立に関する支援等のさらなる推進を図っていく。今後は、生活困窮を含めたさまざまな課題を潜在的に抱える人が制度の狭間に陥ったり、地域で孤立しないよう「つなぎ役」が民生委員や保健所等の関係機関との連携を図り支援していく。

○社会や地域に潜在している生活困窮者等の就労支援が必要な人がどの程度存在し、どのような支援を希望しているかなどのニーズを把握するために「就労準備支援事業」を開始する。当面は、被保護者を中心に事業を開始し、あり方を検討していく。

○「一時生活支援事業」において委託契約している無料低額宿泊所は、自立支援センターの入所の際の補完的(入所待機)な施設としてではなく、「自立相談支援機関」として宿泊所を利用しながら独自の支援を検討していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	自立の促進	施策No	11	部課名	福祉保健部生活支援課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	生活保護・援護
目的	被保護者が就労による経済的自立のみならず、自立して生きがいをもって社会生活を送るための支援体制が確保されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	保健師・社会福祉士等専門職による自立の支援、ハローワークの就労自立促進事業の利用		心身に不安を抱えている被保護者宅を健康管理支援員(保健師・月16日配置)が定期訪問し、食事、服薬指導等を行いながら地域での安定した生活の維持を支援した。また、段階的就労を進めるため、就労相談員(週2日配置)の指導のもと、就労による経済的な自立に向けた支援を行った。就労意欲の高い被保護者27人については、ハローワークの就労自立促進事業等を利用し15人が就労を開始した。	
	被保護者世帯からの相談体制の充実		被保護者世帯各々の援助方針をもとに定期的に家庭訪問を行い、生活状況の把握に努めた。また、被保護者世帯からの相談内容に応じ、必要により自立支援(通院医療費助成)等、他法・他施策を紹介の上、医療や介護等の専門員と連携した助言や指導を行うことにより、被保護者の生活の安定の実現を図った。	
	金銭管理支援事業の実施		適正な金銭管理を行うことができない被保護者10人に対し、保護費の分割支給や公共料金の支払い代行等を行い、金銭管理の意識向上を図った。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○健康管理支援員や就労相談員等の専門職による自立に向けた支援については、短期間で効果を得ることは難しいが、相談・指導を通じ、個々の状況に合わせて自立への意識に対する働きかけを進めることができています。 ○被保護者世帯を対象に地区担当員が定期的に家庭訪問している中で、日々の生活状況の変化が著しい世帯には、利用者の了解のもとおとしより相談センター等関係機関と情報共有を図るなどケースに沿った相談体制を整えることができています。 ○生活費等を適正に管理することができない被保護者に対し、生活費の分割支給や公共料金の支払い代行等の金銭管理を行ったことにより、安定した生活が送れるようになり、金銭管理の意識を高めることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○経済的自立に向けた就労支援を効果的に展開していくため、ハローワークとの連携のさらなる強化を図るとともに、就労意欲が低い引きこもりやコミュニケーション能力の形成に向けた支援が必要な方に対して、就労のための準備段階として、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向け、個々の特性や課題に応じた支援プログラムを構築していく必要がある。 ○精神的に問題を抱える被保護者や就労可能な若年層の被保護者等に対して、個々の状況を考慮した適切な支援が必要である。また、高齢や傷病、世帯員の離別や失職等の理由により生活に困窮する世帯の抱える問題は多様化・複雑化していることから、効果的・効率的な支援体制を検討していく必要がある。

4 今後の方向性

○就労支援については、就労相談員との連携により就労を開始し自立できた被保護者がいる一方、さまざまな阻害要因により就労に結びつかない被保護者もいる。今後も区とハローワークの連携による就労支援をより強化していくため、ハローワークにおける就労自立促進事業の積極的活用に向け、ケースワーカーと就労相談員が相互連携し、就労自立の対象となる被保護者の事業への参加促進を図っていく。また、さまざまな事情により就労意欲の低い方に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業」の中で、効果的な支援の方法について検討を進め、事業の充実を図っていく。

○被保護者世帯に対しては、定期的な家庭訪問等を行い適切な支援を行ってきたところであるが、今後も想定される被保護者世帯の抱える問題の多様化・複雑化に対応するため、関係機関との連携を深めながら、被保護者世帯の生活の安定に取り組んでいく。また、金銭管理や健康管理等、被保護者それぞれに応じた自立支援プログラムを組み合わせながら、総合的に自立の促進を図っていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	環境衛生の向上	施策No	12	部課名	福祉保健部生活衛生課
関連部課名	区民部地域振興課			基本計画 (施策分野)	生活衛生
目的	理容所、美容所、劇場、ホテル、公衆浴場、プールなど、不特定多数の方が利用する環境衛生関係施設等の衛生水準が保たれている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	公衆浴場の整備	継続	1カ所	平成26年7月14日に十思スクエア内に開設した「十思湯」は、平成29年度は延べ41,039人の利用があり、平成28年度に比べ486人増加した。
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	環境衛生関係施設の監視指導		ホテル・旅館、美容所、公衆浴場、劇場等環境衛生関係施設に対する監視指導(465件)を行い、衛生水準の確保や法令遵守の徹底を図った。加えて、各施設の営業許可および届出受理等の事前相談を受け付けることにより、早期の段階からの届出者への指導を強化した。	
	特定建築物の立入検査		特定建築物への立入検査(2件)や、特定建築物の建築確認申請時における図面審査および指導(37件)を行い、衛生的な環境を確保した。	
	ねずみ・衛生害虫の防除		保健所窓口において、ねずみや蚊等の衛生害虫に係る防除相談(301件)を行うとともに、ねずみによる被害を受けている区民等を対象とした専門業者による個別相談会(3回)を開催した。また、公共の場におけるねずみや蚊等の防除作業の定期的な実施等により衛生的な環境の維持を図った。	
	小規模給水施設の指導		小規模給水施設に対して、出張による勧奨水質検査事業を実施した。(142件)また、水質検査の結果「不適」と判定された施設については、調査・指導(1件)を行い、飲料水の安全確保、健康被害の防止を図った。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○ホテルや簡易宿所等旅館業の申請・相談、旅館業違反施設への対応件数の急増に伴い、計画的な環境衛生関係施設への監視指導および特定建築物への立入検査・指導が目標件数に及ばなかった。小規模給水施設の指導により給水施設の衛生水準の維持・向上、飲料水の安全確保および健康被害の防止につながった。 ○ねずみや衛生害虫の発生や誘引を未然に防ぐため、防除はもとより、生ごみ等の集積場所の管理や住居へのねずみの侵入防止対策、生息しにくい環境づくり等について、防除相談や個別相談会等さまざまな機会を通じ個別具体的な情報提供を行うことができた。
施策の目的達成に向けての課題		○環境衛生関係施設は更新手続きを要しないため、監視指導や立入検査等による指導を計画的に継続しながら、法令遵守を徹底させていく必要がある。 ○特定建築物への立入検査は、空調設備等の機器類をはじめ、その範囲が建物全般にわたり多くの項目を確認する必要があるため、1件当たりの検査に時間を要することから、効率的な実施が求められる。 ○ねずみ・衛生害虫の防除については、個別具体的な対処方法に係る相談支援はもとより、近隣や町会単位での取組が重要であるため、地域ぐるみでこれらの発生を未然に防ぐ意識の醸成を図る必要がある。

4 今後の方向性

○これまで、環境衛生関係施設については、その計画段階から審査・指導を行い、営業開始後に随時行う立入検査と併せて、不特定多数の方が利用する施設の衛生水準の維持に成果を上げてきた。今後も引き続き次のとおり計画的に各事業に取り組み、一層の衛生水準の向上を目指す。

○環境衛生関係施設については、増加する宿泊施設に係る相談、申請、苦情、違反施設への対応とのバランスをとりながら、施設および施設種別ごとの監視指導結果を踏まえた監視指導を実施し、引き続き環境衛生水準の維持を図っていく。

○特定建築物への立入検査については、各施設の規模や用途、検査結果等を踏まえながら、引き続き迅速かつ効率的な検査を実施していく。

○ねずみ・衛生害虫の防除については、出前講習会や個別相談会等の機会を捉えながら、町会等における防除事例等に係る情報提供を積極的に行い、地域における防除意識の向上を図っていく。また、平成30年度に築地市場が移転することから、東京都が実施するねずみ対策と連携を図るとともに、区独自の特別対策を講じねずみ被害の未然防止に努める。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	食品衛生の向上	施策No	13	部課名	福祉保健部生活衛生課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	生活衛生
目的	○食品衛生の監視指導が徹底され、区民や来街者の食の安全が図られている。 ○営業者および消費者に食品衛生に関する正しい知識や情報が周知されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	食品関連施設の監視指導		食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒等飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止するため、食品関連施設に対する監視指導(延べ11,214件)、路上における弁当類販売への監視指導(延べ1,510件)を行った。また、上記施設等に対し食品の収去検査を実施し、基準に不適合な場合に改善指導を行うことで区内に流通する食品の安全性の確保を図った。(細菌検査598件、化学検査113件)	
	食品衛生に関する正しい知識の普及・啓発		区民、食品関連事業者、区による「食の安全・安心確保のための意見交換会(リスクコミュニケーション)」(参加者165人)、夏休み親子食品衛生監視員体験教室(参加者:親子9組18人)、食品衛生出前講座(1回、100人)の開催および健康福祉まつりや食品衛生街頭相談所(中央区食品衛生協会主催)への参加を通じて、食品関連事業者や消費者に対し、食品衛生に関する普及・啓発を図った。	
	食品関連事業者による自主衛生管理の推進		食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生実務講習会(104回、受講者4,530人)を実施するとともに、中央区食品衛生協会が食品衛生自治指導員を対象に実施する研修会において、技術面の支援を行うことにより、自主管理の推進を図った。	
	違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導		違反または有害食品等の調査(177件)および行政指導のもと公表(1件)を行った。また、東京都の自主回収報告制度等に基づく相談、指導(29件)を通じて、違反または有害食品等を速やかに市場から排除した。	
	食中毒・有症苦情等に関する調査および指導		区内の飲食店で発生した食中毒7件、食中毒と断定されなかったものの食中毒の症状を呈した事例(有症苦情)60件、他の自治体で発生した食中毒等に関連した施設・食品・患者等の関連調査94件、感染症の疑いのある事例11件、飲食店等からの食中毒事例に関する相談事例63件の調査・指導および不利益処分(営業停止7件)を行うことにより、原因究明、再発・拡大防止を図ることができた。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	【路上弁当販売に関する苦情件数】 平成24年度82件、平成25年度38件、平成26年度31件、平成27年度12件、平成28年度12件、平成29年度15件					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○食品関連施設への監視指導により、衛生水準の維持・向上および食品の安全確保を図ることができた。 ○全国的に食中毒の原因となることが多いノロウイルスに着目し、飲食店や社会福祉施設等への監視指導の強化や食品衛生講習会を実施した結果、ノロウイルスが起因となる食中毒発生の抑制と食品安全確保策の普及・啓発の徹底を図ることができた。 ○食品衛生実務講習会により衛生管理の徹底を図ったほか、中央区食品衛生協会との連携による研修会等を通じ、食品関連事業者による自主的な安全管理を推進することができた。 ○食中毒および違反・有害食品等に対しては迅速かつ的確な対応により、速やかな事態収拾を図ることができた。 ○路上における弁当類の販売対策については、許可制に移行後も、路上弁当販売監視員と保健所による継続的な指導を行い、食中毒発生のリスクを低減させることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○本区は日本の食品流通の中心地であることから、「有害・違反食品等の調査・指導」と、「食中毒発生時の緊急対応」は、車の両輪として迅速かつ的確に実施していく必要がある。 ○食品安全の確保と食品衛生のさらなる向上のため、食品営業者だけでなく、消費者の視点も取り入れながら食中毒防止に向けた意識の向上を図っていく必要がある。 ○路上弁当販売については、無許可営業の摘発を行い、夏期には、収去検査を実施するとともに、衛生管理運営基準を厳守させるために、監視指導を徹底していく必要がある。 ○平成27年4月1日に施行された食品表示法に基づき、食品関連事業者の本社が多い本区では、食品関連事業者からの表示相談等の業務が増加傾向にあり、平成32年4月の本格施行に備え、新表示への切り替えについて適切な対応をしていく必要がある。 ○平成30年度に改正された食品衛生法の中で、国際的な衛生管理手法であるHACCP導入の制度化が予定されていることから、中小規模を含め食品事業者に対する支援が必要である。

4 今後の方向性

○日本の食品流通・食文化の中心地であり、飲食店等の食品衛生関連施設や食品関連事業者の本社機能が集中する本区では、これまでも、食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導を行い、食品関連事業者による自主衛生管理の推進および食品衛生に関する正しい知識の普及・啓発を行うことにより、食品衛生の維持・向上および食の安全安心の確保を図ることができた。 ○特に、長年の懸案事項であった路上弁当販売対策については、職員と路上弁当販売監視員による粘り強い監視指導や東京都の条例改正等により、弁当販売業者数および苦情件数が減少し、食中毒発生のリスクを低減させることができた。 ○このほか、食中毒発生時の対応および違反食品の排除など緊急案件についても、24時間365日危機管理体制を維持することで、迅速かつ的確に対応することができた。 ○今後とも、食品関連施設の衛生を確保し食中毒を防止するため、食品衛生監視指導計画に基づく効果的・効率的な監視指導を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応できるよう緊急対応体制を維持していく。 ○特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、晴海地区に整備される選手村の大規模給食施設の食品衛生対策については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会・東京都・関係区等関係機関と協力体制を確立するなど、効果的・効果的な監視指導方法を検討していく。 ○平成28年11月にプレオープンした「築地魚河岸」については、築地市場の移転に伴い、その果たす役割は、ますます大きくなり、生鮮魚介類を取り扱う施設が多いことから、重点的に監視指導を行っていく。 ○区民の食の安全に対する意識の向上を図るため、区民、食品関連事業者および区による「食の安全・安心確保のための意見交換会(リスクコミュニケーション)」を引き続き実施する。 ○路上弁当販売対策については、「弁当等人力販売業」として許可制となり、食品衛生上の規制が強化されたが、引き続き、設備基準や衛生管理運営基準を遵守させるため、「路上弁当販売監視員」を活用しながら、効果的な監視指導を行っていく。 ○食品表示法への対応については、健康推進課、東京都、消費者庁等関係部署と緊密に連携して対応していく。 ○平成30年度に改正された食品衛生法については、HACCPによる食品衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し、食品リコール制度の法制化など大規模な改正内容となっていることから、国や東京都の動向を注視しながら、適切な対応を検討していく。
--

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	医事・薬事の安全対策	施策No	14	部課名	福祉保健部生活衛生課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	生活衛生
目的	○診療所における医療の質と安全を管理する体制が確保されている。 ○医薬品および毒物・劇物の適正な販売や取扱いが徹底されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	診療所および歯科診療所等の監視指導		診療所、歯科診療所等の監視指導(242件)を行うとともに、有床診療所(1件)および透析を行う診療所(1件)の監視指導を定期的に実施し、医療安全の確保を図った。	
	薬局、医薬品販売業者、高度管理医療機器等販売業者・貸与業者等、毒物劇物販売業者・業務上取扱者の監視指導		薬局、医薬品販売業者および高度管理医療機器等販売業者・貸与業者等(1,055件)、毒物劇物販売業者および業務上取扱者(277件)に対する監視指導を行い、調剤における医療安全の確保、医薬品・医療機器・毒物劇物の管理・販売時における手続き等の適正化を図った。なお、いずれにおいても重大な違反は見受けられず概ね良好な状況であった。	
	医療機関・薬局等に関する情報の提供と医療安全対策		医療安全講習会(対象:診療所・歯科診療所、参加者数:187人)、地区薬剤師に対して講習(参加者数:29人)を行い、医療安全確保対策の充実や医薬品・毒物劇物の管理等の法令遵守の徹底を図った。	
	医療相談の実施		患者からの医療に関する相談や区内診療所および歯科診療所等に対する相談・苦情に対応(282件)するとともに、診療所等に対し医療安全の確保等に関する情報提供を行い、医療の安全と信頼の向上を図った。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	診療所、歯科診療所、薬局、医薬品販売業者および高度管理医療機器等販売業者・貸与業者に対する監視指導や医療従事者および薬剤師に対する講習会により、医療安全の確保の強化や医薬品および医療機器等の販売・管理の適正化の確保を図った。また、毒物劇物販売業者および業務上取扱者に対する監視指導により、毒物・劇物の販売・管理の適正化の確保を図った。さらに監視指導において不適切事項のあった事業者に対しては文書による改善報告や繰り返し監視指導を行うことにより改善状況を確認した。こうした取組により、法令の遵守を徹底することができている。
施策の目的達成に向けての課題		○継続して毒物及び劇物取締法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の遵守徹底を図っていく必要がある。また、診療所および歯科診療所についても、引き続き医療法の遵守と医療安全の確保に向けた取組を徹底していく必要がある。 ○平成27年度に東京都より委譲された高度管理医療機器等販売業者および貸与業者の実態把握を平成29年度に終え、不適切事項のある施設に対する改善指導を優先し計画的に監視指導を行っていく必要がある。

4 今後の方向性

○医療安全の管理体制が確保されるよう、有床診療所および透析実施診療所の計画的な監視指導のほか、数多くの診療所にも診療内容に応じた効率的・効果的な監視指導を実施してきた。有床診療所および透析実施診療所においては、回を重ねる毎に指摘事項は減少し、また改善状況の維持が確認され、監視指導の効果が現れている。それら以外の診療所における指摘事項については、再調査や改善報告の提出により改善を確認して、医療安全管理体制の確立等に効果を上げている。今後も計画的な監視指導や迅速な立入検査を実施するとともに、医療安全講習を定期的に開催し、医療安全の確保および法令の遵守を図っていく。

○薬局、医薬品販売業者、高度管理医療機器等販売業者・貸与業者および毒物劇物販売業者等に対する監視指導を効果的かつ定期的に実施してきた。これまで東部地区六区合同で開催していた薬事講習会は平成29年度に廃止となり、今後は毒物劇物販売業者等を対象とした自区開催の講習会開催に向けて、検討・準備を進めていく。

○医薬品医療機器等法の改正により、消費者の安全性を確保した適切なルールの下での一般用医薬品のインターネット販売の仕組みが整備され、また、薬剤師が対面で使用者本人の状態等を確認した上で販売する新たな区分の「要指導医薬品」が新設された。薬局・薬店の全施設を計画的に立ち入り、改正に伴う遵守事項を重点的に、監視指導を行っている。その結果を踏まえ、指導を要する施設については、改善が確認されるまで徹底した指導を行っている。また、これまでの法改正の内容に加え、偽造医薬品の流通事案を受け、偽造医薬品の流通防止措置に関して所要の省令改正が実施され平成30年1月31日から施行されるなど、薬局・薬店の遵守事項が増えてきている。薬局・薬店が遵守事項の理解と取組が徹底されるよう今後も計画的に監視指導を実施していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	動物愛護の推進	施策No	15	部課名	福祉保健部生活衛生課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	生活衛生
目的	区民の動物愛護の理解と飼養マナーの意識が高まり、人と動物の調和のとれた共生社会が築かれている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	動物との共生推進員制度の推進		犬の適正飼養検討部会(1回)、地域の猫問題検討部会(1回)、獣医師部会(1回)、合同連絡会(2回)を開催し、犬・猫の適正飼養普及・啓発、飼い主のいない猫対策、ペットの災害対策等、諸課題の共有とそれらに対する活動方針等について検討した。この検討結果を元に、各推進員が協力し合い、組織的・積極的に活動に取り組むことができた。また、年度中に新たに推進員の委嘱を行った結果、平成29年4月1日時点から6名増員し、平成29年度末時点で66人となった。	
	ペットの適正飼養の啓発		犬のしつけ方教室(2回、延べ43人、犬22頭参加)、動物愛護特別講演会(1回、65人参加)および協働事業「ペットの適正飼養及びマナー普及のための語り場運営事業」(5回、延べ69人参加)の開催や、職員の見回りによる犬の鳴き声・糞尿・ノーリード等のマナー違反への指導、窓口等でのリーフレットの配布を行い、広くペットの適正飼養に関する啓発を行うことができた。	
	飼い主のいない猫対策		飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費の助成(オス9匹、メス16匹実施)や、飼い主のいない負傷猫の治療費等の助成(3匹)を行った。また、地域住民に対して捨て猫防止への理解を求めるため、窓口において啓発リーフレットの配布を行った。これらの取組をもって、飼い主のいない猫を減らすことを推進した。	
	狂犬病予防対策の普及・啓発		区に登録されていない犬の減少および狂犬病予防注射の接種率の向上のため、ホームページ(常時)や区のおしらせ(年2回)での広報を行った。また、区に登録されている犬の飼い主すべてを対象として送付する狂犬病集合注射実施の案内に、啓発リーフレットを同封し、狂犬病予防対策の取組の必要性を広く周知した。	
	ペットの防災対策		窓口や犬のしつけ方教室等のイベントにおいて、災害時の飼い主の責任や必要な備え等を周知するリーフレットを配布し、その普及・啓発を図った。その他、総合防災訓練において、参加者にペットの防災対策に関する説明を行った。また、防災拠点におけるペットの受入れ態勢を整えるため、各防災拠点(7カ所)の運営委員会に参加し、ペットの同行避難に関する説明を行い、理解を求めた。また、同行避難訓練を実施した防災拠点も2カ所あり、参加者への同行避難の必要性の周知や、飼い主への防災対策の普及・啓発を行うことができた。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移			
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成実績は減少傾向にある。 【助成実績】 平成21年度 206匹、平成22年度 196匹、平成23年度 173匹、平成24年度 143匹、平成25年度 112匹、平成26年度 81匹、平成27年度 42匹、平成28年度 35匹、平成29年度 25匹				

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○動物との共生推進員との連携により、ペットの糞尿の放置や異常な鳴き声等、地域の動物飼養上の課題に対し、迅速かつ効果的な対応をとることができている。また、推進員の増員もあり、着実にさらなる組織強化が進められている。 ○ペットの適正飼養の意義について、昨年度以上に積極的に窓口やイベントでのリーフレット配布を行い、より広く区民に普及・啓発を図ることができた。 ○昨年度から継続して、犬のしつけ方教室、動物愛護特別講演会、協働事業「ペットの適正飼養及びマナー普及のための語り場運営事業」を開催し、より多くの区民に、ペットの適正飼養について学び考える機会を提供できた。 ○飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成により、飼い主のいない猫の繁殖防止を推進し、さらなる頭数減少に結びつけることができた。飼い主のいない負傷猫の治療費等助成制度の活用により、飼い主のいない猫の愛護活動を補助し、区民の動物愛護意識の向上を促すことができた。 ○ペットの防災対策について、防災拠点における説明や同行避難訓練の実施を継続し、区民に取組の必要性を広く周知し、理解を得ることができた。また、昨年度以上に多くの防災拠点運営委員会において、同行避難に関するルールづくりの必要性を周知できた。
施策の目的達成に向けての課題		○中央区動物との共生推進員は時間的な制約により、意欲はありながらも、活動に十分に参加できない状況にある方や、個別の事情により活動継続が困難となった方が増えている。 ○人口増加に伴い、ペットの飼育数も増加傾向にある。犬の登録頭数は年間約10%ずつ(約500頭ずつ)増加しており、飼養の実態を巡ってのトラブルの増加が懸念され、以前にも増して適正飼養に関する普及・啓発の必要性が高まっている。また、狂犬病予防事業における届出の徹底について周知を強化する必要がある。特に、飼い犬の登録、狂犬病注射済の届出(実施率約70%)、犬鑑札および狂犬病注射済票の装着は、今後も引き続き強く実施を呼びかける必要がある。 ○災害時のペットの同行避難の受入れについて、一層区民の理解を得られるよう努め、より多くの防災拠点において受入れ態勢を整えていく必要がある。また、自宅待機、防災拠点への避難のいずれの場合においても、飼い主各自がそれぞれ日頃からペット用の防災備蓄を整えておくということを、区民に広く周知していく必要がある。

4 今後の方向性

○人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向け、中央区動物との共生推進員と協力しながら、動物愛護の推進、飼養マナーおよび狂犬病予防対策の普及・啓発に取り組んできた。特に、区民からの苦情・相談への対応、犬のしつけ方教室や講演会等の開催に力を入れて取り組んできた。成果として、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成実績は、過去9年間で大きく減少し、狂犬病予防注射の実施率は70%以上を維持している。また、新たに各防災拠点における災害時のペットの同行避難受入れ態勢の整備を開始し、以降計10カ所の防災拠点において取組を進めてきた。 ○今後も引き続き、区民に対して広くさまざまな方法で、ペットの適正飼養に関する意識向上や狂犬病予防事業の意義に対する理解を促していく。また特に、①中央区動物との共生推進員の組織体制の強化、②ペットの防災対策の普及・啓発の2点については、重点的に取り組んでいく。①については、中央区動物との共生推進員の連絡会等を通して、組織体制の見直しを図り、各推進員の役割を明確化し、動物愛護活動の活性化を図っていく。また、推進員同士での勉強会を年間複数回設けるよう促し、推進員の活動に必要とされる知識・技術・ノウハウの伝達と平準化の機会となるよう整えていく。②については、現在ペットの同行避難の受入れに関して取組を進めている防災拠点に対して、引き続き、意義の説明、同行避難訓練の実施、受入れ対応マニュアルの作成等を継続して行っていく。また、その他の防災拠点に対しても、ペットの同行避難の受入れ態勢構築の意義について十分な理解を得られるよう、機会を捉えて説明を行っていく。それらに加えて、ペットの防災対策についてのリーフレットを、窓口や避難訓練、その他イベントにおいて積極的に配布し、区民のペット防災に関する意識強化・必要性の理解を促していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	保育・育成環境の充実	施策No	16	部課名	福祉保健部子育て支援課・保育計画課 子ども家庭支援センター
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	子育て支援
目的	○保護者が子育ての喜びを感じながら、ゆとりを持って子どもを産み育てていく環境ができている。 ○子どもの心身や家庭の状況にかかわらず、すべての子どもたちが健やかに成長できている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	機動的な保育所整備の推進	継続	・区立保育園改築 1園 ・私立認可保育所に対する助成 3園 ・認証保育所に対する助成 2園 ・認定こども園の整備 1園 ・保育需要に応じた保育施設の整備	私立認可保育所(新規5カ所(9月開設1カ所、10月開設1カ所、平成30年4月開設3カ所)、認証保育所からの移行1カ所(10月開設))の認可とともに事業開設準備の助成を行った。さらに期間限定保育事業(4カ所)も実施した。これらにより平成30年4月1日現在の保育定員が前年比524人拡大した。 また、桜川保育園の改築に係る仮設計画を含む設計を行い、施設の詳細、定員等を決定した。
	一時預かり保育等の充実	新規	一時預かり保育等の充実 1カ所	平成29年10月から十思分室を開設し、日本橋地域の定員を拡大し、充実を図った。(一時預かり保育8人・緊急保育1人)平成29年度においては、きらら中央8,111人、日本橋分室1,720人、十思分室1,051人、京橋こども園4,732人、晴海こども園3,131人の利用があり、保育ニーズへのきめ細かな対応を行うことができた。
	児童館の整備	継続	児童館の整備 1カ所	平成26年9月に明正小学校・幼稚園の改築に合わせ、新川児童館を移転改築し、施設の充実を図った。平成29年度と同児童館の利用者数は、73,605人であった。(前年度比3.5%減)
	学童クラブの充実	新規	児童館の改築等に合わせた定員拡大	引き続き、一部施設において弾力的な運営を行い、定員510人を565人に拡大して実施した。
	「あかちゃん天国」の充実	継続	「あかちゃん天国」の拡充 新規1カ所	区内7カ所であかちゃん天国を実施し、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに子育てに関する情報提供や育児に必要な助言を行うなど、身近な地域の子育て支援を実施した。 利用者数170,091人(前年度比4.8%減)
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	質の高い保育の提供(キャリアアップ補助事業ほか)		保育士等の処遇を改善し、キャリアアップに向けた取組に要する費用の補助等(54園(指定管理園5園含む))、保育士の負担軽減のために、給食の配膳や後片付け等の補助をする保育支援者の雇用(12園)や住民の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービス・利用者福祉の向上を図るため、アレルギー児対応(42園)や分園設置(3園)等に要した経費の一部を補助した。さらに、保育士等職員の宿舎として中央区社宅型借上住宅を利用した場合、費用の一部を補助しているが、平成29年度からは対象を民間賃貸物件にも拡大した。(社宅型:3戸、民間賃貸:46戸)また、保育士の負担軽減や業務効率化を図るためICT化の導入費用の一部を補助した。(13園)これらの補助制度を積極的に活用し、保育の質の向上を図るとともに保育士確保支援を行った。	
	質の高い保育の提供(巡回指導・指導検査・交流保育・保育士研修)		平成27年度より子ども子育て支援法に基づき指導検査を行うとともに、保育士による巡回指導を実施している。平成29年度の巡回指導は公・私立合わせて64園536回(前年度比198回増)、小規模事業所等においては6所42回(前年度比42回増)実施した。指導検査は都区合同を含め21回(前年度比9回増)実施した。また、各園の課題や実情に合わせた研修を行うほか、公立と私立の園同士の交流保育を進め全体の保育の質の向上を図った。	
	保育内容の充実(発達促進保育)		児童の発達障害等をできるだけ早期に発見し、適切な配慮を行うことで児童の健やかな発達と家庭の負担軽減を図っている。区内認可保育所および認証保育所を対象に、課題を有する児童に対し、臨床心理士による巡回相談を実施しており、保育上のアドバイス等を受けている。(区立312人(前年度比34人増)、私立263人(前年度比61人増)、認証30人(前年度比3人増))	
	学童クラブ指導時間の延長・利用対象児童の拡大		夏休み等の学校休業日において、学童クラブの児童を午前8時30分から受け入れるとともに、午後7時30分までの指導時間の延長を「スポット利用制度」により実施した。これにより、保護者の急な残業等による保育ニーズへの対応を図ることができた。(延べ12,330回(前年度比12.5%減))	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	保育所入所待機児童数	保育所入所待機児童数	40人	119人	263人	324人	0人
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	【平成30年4月1日現在の待機児童内訳】 0歳児 65人(104人)、1歳児 95人(148人)、2歳児 26人(72人)、3歳児 2人(0人) 4歳児 0人(0人)、5歳児 0人(0人) 計 188人(324人) ※()内は平成29年4月1日現在の実績					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○乳幼児人口(乳幼児人口10,546人、前年比685人増)および保育ニーズ(4,917人、前年比321人増)が増加したものの、私立認可保育所等開設支援を積極的に実施し、524人の定員拡大(平成29年4月1日4,704人→平成30年4月1日5,228人)を図った結果、待機児童数は平成30年4月1日現在で前年比136人減少し、188人となった。 ○一時預かり保育事業については、日本橋地域の定員拡大のため10月に十思分室を開設し、毎月の利用者数は順調に伸び、1,051人が利用した。また、きらら中央と日本橋分室を合わせた利用者数が前年度比で0.4%増加するなど区民に身近なサービスとして定着し、多くの子育て家庭に利用されている。一方、区立晴海こども園(認定こども園)の利用者数は前年度比1.4%減、区立京橋こども園(認定こども園)の利用者数は前年度比8.9%減であった。(5施設合計利用者数18,745人) ○学童クラブについては、前年度に引き続き弾力的な運営による定員の一部拡大や、プレディとの連携により、児童が放課後等に安心して過ごせる場が確保できた。 ○子育て交流サロン「あかちゃん天国」については、区内7カ所で実施し、利用者数は減少したものの、子育てに対する不安等を抱える保護者に対して、身近な地域の子育て支援を行うことができた。(平成28年度178,721人 → 平成29年度170,091人(前年度比4.8%減))
施策の目的達成に向けての課題		○乳幼児人口の増加や保育ニーズの伸びは大きく、待機児童数がある現状を踏まえ、さらなる定員拡大に向け保育施設の整備を進めていく必要がある。併せて、保育を支える保育士の確保等に係る支援についても、一層取り組んでいく必要がある。また、引き続き保育士の人材確保や保育内容の充実等に取り組む事業者への支援を行っていく必要がある。 ○一時預かり保育事業において、年々需要が増え、特に0歳児の利用を希望する日時の予約が取りにくい状況にあり、利用ニーズに十分に答えられていない。 ○就学児童数の増加や保護者の就労形態の多様化に伴い、学童クラブ等に対するニーズは年々増えている。教育委員会が実施しているプレディとの連携をさらに深めるとともに、それぞれの現況を把握し、児童の放課後等の居場所づくりを推進していく必要がある。

4 今後の方向性

○保育所等については、子ども・子育て支援事業計画に基づき機動的に整備を推進した結果、認可保育所数は平成25年度(22カ所)から平成30年度(52カ所)までに新たに30カ所開設することができ、定員は平成25年度(2,950人)から平成30年度(5,228人)までに2,278人の拡大を図ることができた。また、保育士の確保に向け、さまざまな補助制度を活用して保育士支援を充実させたほか、巡回指導の強化など保育の質の確保に向けた取組を推進することができた。今後も保育ニーズに対応しうる定員の確保に向けて、民間賃貸物件による認可保育所の整備や公有地の活用、再開発計画等の中に保育施設を取り込むなど、保育施設の整備を着実に推進していくとともに、保育の質の向上・保育内容の充実を図っていく。 ○一時預かり保育においては、平成25年10月に京橋こども園、平成29年10月に十思分室を開設し、定員を拡大したことにより、保育ニーズへのきめ細かな対応を図ることができた。児童館においては、平成26年9月に新川児童館を改築し、施設の充実を図るとともに、学童クラブにおいては、同児童館の改築に合わせて新川学童クラブの定員を拡大するほか、弾力的な運営による定員の一部拡大や、プレディとの連携により、児童が放課後等に安心して過ごせる場所を確保することができた。また、あかちゃん天国においても、同児童館内に区内7カ所目の施設を開設し、身近な地域の子育て支援の充実を図ることができた。 今後も、一時預かり保育事業においては、一時預かり保育のニーズを見極めながら、利用方法等を検討していくとともに、学童クラブにおいては、引き続きプレディとの連携を図り、それぞれの機能や特色をいかしながら児童が放課後等に安心して過ごせる居場所を確保するなど、保護者が安心して子育てができる環境を整備していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	活動の場・機会の充実	施策No	17	部課名	福祉保健部子ども家庭支援センター 教育委員会事務局庶務課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	子育て支援
目的	○地域や保護者を中心とするボランティアの協力のもと、学校施設を活用した子どもの居場所「プレディ」が運営され、子どもたちが放課後や土曜日などに安全・安心に過ごすことができる居場所が整っている。 ○乳幼児から中高生までのさまざまなニーズに対応した児童館の柔軟な運営により子どもたちが自主的に活動し、自由に遊び、安全・安心に過ごすことができる環境が整っている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	子どもの居場所づくりの推進	継続	- 子どもの居場所「プレディ」の開設 3校 - 地域の協力体制の充実	プレディ設置12校における平成30年3月31日末現在登録児童数は3,337人、サポーター登録348人、参加児童数延べ178,397人であった。 サポーターの少ないプレディ明正で、地区の会合でサポーターの説明と勧誘を行い、地域の協力体制の強化を行った。
	児童館サービスの充実	新規	- 開館時間の拡大 - 日曜開館	平成27年度までに新川、堀留町、佃、勝どきおよび晴海児童館において指定管理者制度を導入し、開館時間の拡大(夜間利用)を実施した。また、全児童館(8館)において、日曜開館を実施して、乳幼児から中高生までのニーズに対応した活動の場を提供した。 利用者数 640,264人 前年度比 2.7%増(前年度 623,346人)
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	プレディ事業の普及・啓発		プレディの利用拡大を図るため、区立の全小中学校に配付している教育広報誌「かがやき」に各プレディの記事を掲載した。また、小学校の新入生説明会でプレディの紹介を行った。これにより、普段プレディを利用していない保護者や児童に、プレディの事業内容を紹介することができた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	子どもの居場所「プレディ」の開設校	—	9校	12校	12校	12校	12校
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	プレディの利用延べ人数は178,397人と、前年度比8.6%の増加となった。					

※23年度欄は平成24年4月1日現在のデータ

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○プレディ専用ルームの新設が終了したことにより、充実したプレディ事業を実施することができた。 ○全児童館において日曜開館を実施し、5館で開館時間の拡大(夜間利用)を実施したことにより、乳幼児から中高生までのニーズに対応した活動の場を提供するとともに、乳幼児とその保護者への子育て支援サービスの充実を図ることができた。(中高生の利用者数 平成28年度29,596人→平成29年度32,707人(前年度比10.5%増))
施策の目的達成に向けての課題		○今後もプレディ利用児童数や配慮の必要な児童数の増加が見込まれることから、安全・安心な居場所を提供していくため、プレディでの児童受け入れ態勢や事業内容を充実させていく必要がある。 ○児童館について、乳幼児やその保護者への子育て支援サービスや、幅広いニーズに応えていくため、小学生はもとより、中高生の活動の場としての機能等の充実をより一層図っていく必要がある。

4 今後の方向性

○本区の人口増加に伴い、各小学校の在籍児童数も増加しているため、計画当初9校で実施していたプレディを、特認校を除く12校まで拡大し、さらに学校施設の増改築に伴い専用ルーム内の環境整備も行った。また、学童クラブの待機児童対策として、利用時間も午後5時から最長午後7時30分へと時間延長を行った。その結果、12校となった平成26年度より登録人数では971人増え3,337人、延べ利用人数は59,289人増え178,397人となっている。

今後も、区内小学校の在籍児童数のさらなる増加が見込まれることから、学校の協力によるプレディ専用ルーム外の有効活用等プレディの児童受け入れ態勢の充実や質の高い事業展開をしていく。さらに、学童クラブと連携し放課後等に安心して過ごせる居場所づくりを推進していく。

○新川、堀留町、佃、勝どきおよび晴海児童館において指定管理者制度を導入し、20時まで開館時間を拡大(夜間利用)した。また、全児童館において日曜開館を実施し、乳幼児から中高生までのニーズに対応した活動の場を提供したことにより、利用者数が平成24年度末と比べて平成29年度末は57.6%増加するなど子育て世帯にも利用しやすい環境を整備することができた。

今後も全ての児童館においてより一層利用しやすい施設となるよう環境整備を進めるとともに、地域ぐるみで児童の健全育成を図っていく。また、多目的ホール(体育室)や音楽スタジオ等多様な機能を有する児童館については、これまで以上に中高生の利用を促進し、幅広いニーズへの対応を図っていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	ひとり親家庭の自立支援	施策No	18	部課名	福祉保健部子育て支援課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	子育て支援
目的	ひとり親家庭が、就労につながる支援や、身近な地域で相談できる体制のもとに、精神的・経済的に自立し、安心した子育てができている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名	事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名	平成29年度における事業の実施状況と成果	
	ひとり親家庭・女性相談	ひとり親に対して母子・父子福祉資金の貸付や休養ホームの利用、生活全般について指導・助言を行った。(相談件数495件)また、DVや生活困窮等保護、援助を必要とするケースにおいて関係機関との連携や継続的な相談支援により、女性の保護・更生を図った。(保護件数3件、支援施設入所3世帯)	
	高等職業訓練促進給付金の支給	看護師や介護福祉士等の国家資格取得を目指して養成機関で修業するひとり親に高等職業訓練促進給付金を支給し、就労支援施策の推進を図った。また、婚姻歴の有無による行政サービスに係る差異の解消および経済的負担の軽減を図るため、婚姻歴のないひとり親に対する寡婦控除のみなし適用等を実施し、対象を拡大した。(高等職業訓練促進給付金5件(看護師、美容師、保育士、柔整師))	
	自立支援教育訓練給付金の支給	雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有している者が指定教育講座を受講し、修了した場合、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給金額から雇用保険の教育訓練給付の支給を受けた金額を差し引いた金額を支給できるよう対象者を拡大した。(自立支援教育訓練給付金1件(介護福祉試験対策講座の実務者研修))	
	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施	義務教育修了前の児童がいるひとり親家庭で、就職活動等のため一時的に家事など日常生活に支障が生じる場合に、その解消を図るためホームヘルパーを派遣した。適切な利用を促すとともに、より一層の家庭状況の把握をするため、利用者を登録制とし、育児援助と家事援助に分けて効果的な支援の内容等に見直しを図った。(派遣世帯数16世帯、派遣回数延べ482回)	
	ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業	中学1年生～3年生のひとり親等の子どもに対し、大学生等の学習ボランティアによる個別指導学習形式の無料学習会を行い、子どもの学習習慣の定着や、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図った。実施回数を全24回から全30回、実施場所を区内1カ所から2カ所に拡大し実施した。(1回120分、参加人数延べ264人)	
	ひとり親就職相談の実施	ハローワーク飯田橋と連携して、児童扶養手当現況届の提出時期である8月に専門職員による「ひとり親就職相談」の臨時窓口を設置し、児童扶養手当受給者に対する就労支援の強化を図った。(相談人数2人)	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移			
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度 (目標値)
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	【児童育成手当受給世帯をもとにした本区のひとり親家庭の世帯数】 平成25年度 856世帯 平成26年度 866世帯 平成27年度 860世帯 平成28年度 860世帯 平成29年度 876世帯				

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○ひとり親家庭の安定雇用と経済的自立のため、自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進費等給付金の事業により技能習得に向けた支援を継続的に実施した。 ○国においては「高等職業訓練促進費等給付金」について、平成24年度から支給月額が抑えられ(非課税世帯 141,000円→100,000円)、平成25年度には修業期間の上限が2年となったが、本区は国の基準を上回る内容で事業を実施するとともに、平成29年度から婚姻歴のないひとり親に対する寡婦控除のみなし適用等を実施し、充実を図った。 ○就職活動や職業訓練等の際にも利用できるひとり親ホームヘルプサービスについては、支援を分けることで効果的な支援ができ、ひとり親家庭の方の派遣世帯数(11世帯→16世帯)が増えた。 ○「ひとり親就職相談」を継続し、就労施策の推進を図ることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○ひとり親家庭は、子育てと生計の維持という二重の負担から、生活面や子どもの養育等においてもさまざまな問題を抱えているため、個々の状況に沿った適切な支援が求められる。 ○ひとり親家庭の経済的自立を図るため、安定した就労につながる支援を継続していく必要がある。

4 今後の方向性

○ひとり親家庭の安定雇用と経済的自立のために、高等職業訓練促進給付金および自立支援教育訓練給付金の対象者を拡大したほか、ホームヘルプサービス事業は、適切な利用を促すために内容の充実を図った。また、ひとり親家庭等の生活向上の推進を図るために、学習支援事業の内容を拡大し、着実にひとり親家庭施策に取り組むことができた。

○自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワーク等関係機関と連携しながら、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備していくほか、必要なサービスに早期につながるよう、ひとり親のためのリーフレットの活用や子育て等に関する情報を掲載したウェブサイト、各種情報の提供体制の充実を図っていく。

○ひとり親家庭等の生活向上の推進の一つとして、ひとり親家庭の子どもの自立を支援し、子どもに学習習慣の定着や精神的ケアを図るため、学習支援事業を引き続き実施するとともに、実施人数の拡大等に取り組んでいく。

○平成30年度にひとり親家庭実態調査を実施し、本区の特徴や課題の抽出をし、今後展開すべき施策の方向性を検討していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	ユニバーサルデザインの環境づくり	施策No	19	部課名	福祉保健部管理課 環境土木部環境政策課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	福祉のまちづくり
目的	施設や公共交通のバリアフリー化を図り、すべての人々が快適にまち歩きのできるまちになっている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	ユニバーサルデザインのまちづくり		—	区施設等の整備や改修の際に「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」に基づき、以下のとおりバリアフリー化を実施した。 ○人にやさしい歩行環境の整備 ・交差点巻込み部 24ヵ所 ・車乗り入れ部 26ヵ所 ・セミフラット式歩道 1,722m ○公衆便所の多機能整備 ・だれでもトイレ 4施設 (※内2施設は再整備) ・オストメイト対応トイレ 4施設 ・ベビーチェア等 4施設
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	鉄道駅エレベーター等整備費補助		公共交通機関のうち区が促進する役割を担っている東日本旅客鉄道株式会社(JR東日本)の鉄道駅について、総武線新日本橋駅および馬喰町駅の2駅に関しては改札階から地上階への段差解消が完了していないため、エレベーターの設置を促進していかなければならないが、地上階に出入口を設置する場所の確保ができず、進んでいない状況である。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	地下鉄駅エレベーターの整備状況	区内の東日本旅客鉄道株式会社地下鉄駅の地下ホーム階から地上階までのエレベーター整備状況	0駅	0駅	0駅	0駅	1駅
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	JR京葉線八丁堀駅において、平成20年度にホーム階から改札階までのエレベーターはJRが設置済みであったが、平成24年度新たに地上階から改札階へのエレベーター整備を行った。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○「東京都福祉のまちづくり条例」および「中央区まちづくり基本条例」に基づき、事業者に対し指導・助言するとともに、「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」の整備方針に沿って区の施設改修等を着実に推進している。
施策の目的達成に向けての課題		○東京都や民間事業者等と連携し、施設や道路のさらなるバリアフリー化の推進が必要である。 ○当初目標は達成しているものの、未だ完了していないJR総武線新日本橋駅および馬喰町駅については、改札階から地上階へのエレベーター設置に向けて、地上階に出入口を設置する場所の確保が必要である。 ○国は、「交通バリアフリー基準」および「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン(旅客施設編・車両等編)」を平成30年3月30日付けで改正し、大規模な鉄道駅については、バリアフリールートの複数化を義務付けたことから、さらなる整備が必要となる。 ○東京都が「鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱」を平成30年3月30日付けで改正したことから、「中央区鉄道駅総合バリアフリー推進事業補助要綱」の補助制度の拡充の改正が必要となる。(主な改正内容:内方線付き点状ブロック、視覚障害者用誘導ブロック等、多機能トイレ)

4 今後の方向性

○平成24年度にJR京葉線八丁堀駅において地上駅から改札駅のエレベーター整備が行われたことで、当初目標値を達成している。 ○基本計画2013では平成34年までに3駅を目標としていたが、他の2駅(JR新日本橋駅および馬喰町駅)については、駅構外にコンコースを経由したバリアフリー経路が存在するものの、駅構内のエレベーターは未整備となっている。さらなる歩行環境の円滑化に向け、市街地再開発事業等による整備に合わせた地上出入口設置場所の確保を働きかけていく。また、東日本旅客鉄道以外の事業者に対してもバリアフリー化を働きかけていく。 ○今後も引き続き「東京都福祉のまちづくり条例」および「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、ユニバーサルデザインの基本理念を取り入れたバリアフリー化の推進を強化していく。
--

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	地域の支え合いによる安全・安心に暮らせる環境づくり	施策No	20	部課名	福祉保健部高齢者福祉課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	福祉のまちづくり
目的	災害時の備えも十分に行われ、誰もが安全に安心して暮らしている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	災害時要援護者対策の充実	継続	・災害時要援護者支援体制マニュアルの整備および地域への展開 ・災害時地域たすけあい名簿の登録促進 ・福祉避難所の開設・運営マニュアルの見直し	○地域における避難行動要支援者への支援体制整備の取組として、平成28年度の月島地域に続き、平成29年度は日本橋地域の防災区民組織において災害時地域たすけあい名簿を活用した安否確認体制整備のための戸別訪問等を行い、災害時に備えた平常時からの見守り活動につなげた。また、各防災区民組織に対し支援体制整備に係る調査を行い、取組を行っている組織数やその内容、今後取組を行う予定等について把握することができた。 ○災害時地域たすけあい名簿を提供している介護サービス事業者に、名簿への掲載が適当と思われる方に対する同意勧奨の依頼を引き続き行った。 ○福祉避難所の開設・運営訓練の中で、高齢者や障害のある要配慮者を、防災拠点から福祉避難所へ車いすを利用して移送する訓練を、地域の方の協力により月島第三小学校および月島社会教育会館において行った。 ○「中央区と学校法人聖路加国際大学との包括連携に関する協定書」に基づき、福祉避難所の運営に係る連携について同大学と協議を開始した。 ○福祉避難所でのプライバシーに配慮するため、発災初期に開設する想定である障害者向けの福祉避難所に避難所用間仕切りの備蓄を行った。また、避難者の食欲減退に起因する体調悪化を防ぐため、備蓄食料の種類の充実を図った。
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	災害発生時における福祉避難所等の開設運営に関する協定の締結		福祉避難所(緊急入所を行う場合を含む)として指定済みであった区立特別養護老人ホーム等4施設との間で、福祉避難所等の開設に係る運営体制や経費負担等について、協定の締結を行った。また、区内の民間特別養護老人ホーム2施設との間でも、同様の協定を締結した。	
	連携体制の強化		臨港消防署および京橋消防署管内で消防署が実施する、戸別訪問による総合的な防火防災診断(11月・3月)において、消防署職員等とともに食料等の備蓄や家具類転倒防止器具の取付等の案内やチラシの配布を行った。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	災害時地域たすけあい名簿の登録率	災害時地域たすけあい名簿に登録しているひとり暮らし高齢者や障害者等の割合	54.9%	— ※	— ※	— ※	60.0%
			※災害時地域たすけあい名簿を災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」とするため、平成26年度に名簿への登録方法を改めた。				
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○平成29年度の災害時地域たすけあい名簿登録者全員に対して、警察や消防をはじめとする地域の避難支援等関係者への名簿情報提供に関する同意の意思確認を行った結果、要件に該当しないものの引き続き登録を希望された方495人を含む2,605人の情報を地域の支援者へ提供する準備を整えることができた。一方で、平常時における、災害への備えを目的とした名簿の活用方法に関しては、地域の避難支援等関係者の中で理解が十分に広まっていない面がある。 ○区の働きかけから災害時地域たすけあい名簿を活用した安否確認体制整備の取組を開始する防災区民組織が増えたことで、戸別訪問を行う際の事前周知等、地域の実情に沿った取組方法の提案や、他の地域への展開に向けた課題を把握することができた。 ○地域における避難行動要支援者への支援体制整備について行った調査の結果から、区内約2割の防災区民組織で取組が広がっており、特に、災害時地域たすけあい名簿を活用した取組事例を収集し、他の地域への展開を図るための参考ケースとして各防災区民組織へ周知することができた。一方で、地域の中で災害時に避難行動要支援者を支援できる人材の不足といった課題も浮かび上がっている。 ○福祉避難所等の開設運営に関する協定を締結したことにより、福祉避難所等の定員を拡大(63→81人)することができた。 ○要配慮者の移送訓練を、福祉避難所の開設・運営訓練の中で行ったことにより、福祉避難所の開設・運営についての課題把握とともに実践的受入体制の整備に向けた準備を進めることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○安否確認体制整備の取組を行っている町会等に対して、継続的に取組ができるよう適切な支援の提供が必要である。また、避難行動要支援者への支援体制整備の取組をさらに広げるため、これまで把握された課題への対応を図りつつ、他地域への展開を促進していく必要がある。 ○災害対策の基本となる自助の取組については、家具類転倒防止器具の取付をはじめその重要性について引き続き意識啓発を推進するとともに、平常時や災害時における要支援者への支援について、関係機関との連携を強化する必要がある。 ○福祉避難所の開設・運営については、より実践的な受入体制を構築するため、福祉避難所となる施設を運営する事業者等との連携を含め、対応マニュアルの見直しに向けた検討を引き続き進めていく必要がある。

4 今後の方向性

○避難行動要支援者への支援対策については、災害時地域たすけあい名簿の提供と、防災区民組織や民生・児童委員等地域の支援者による支援体制整備の取組を行ってきた。また、災害時地域たすけあい名簿は、災害対策基本法の「避難行動要支援者名簿」として位置づけ、名簿への登録要件の見直しを行うことで、地域の中で特に支援を必要とする方への実践的な支援体制が作られるよう進めた。区からの働きかけにより、災害時地域たすけあい名簿を活用した避難行動要支援者への支援体制整備の取組も広がりを見せ始めている。今後も、防災区民組織に対し取組を効果的に進めるためのアドバイス等を適宜行うことで体制の強化を推進するとともに、他の地域における展開に向け継続的な働きかけや地域の実情を踏まえたきめ細かな支援を行っていく。 ○避難行動要支援者の自助意識の啓発については、区主催の防災イベント等さまざまな機会を捉え、自助啓発のチラシや家具類転倒防止器具取付の案内チラシ等を配布する取組を行ってきた。今後も、消防署や介護事業者等関係機関と緊密に連携しながら、総合的な防火防災診断や介護サービス事業者の連絡協議会等を通じ、引き続き啓発の強化を図っていく。 ○福祉避難所については、災害時における円滑な受入体制の構築に向け、高齢者や障害のある方の参加を募った福祉避難所の開設・運営訓練の実施、主に緊急入所を行う福祉避難所の受入体制を整備するためのエアベッドをはじめとする備蓄品の充実、福祉避難所の開設・運営に係るマニュアルの見直し等を着実に推進してきた。今後も、現在進めている聖路加国際大学との検討・協議をはじめ福祉避難所の運営に係る関係機関との連携を強化しながら、より実践的な受入体制を構築していく。
--

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	男女の人権が尊重される社会の形成	施策No	21	部課名	総務部総務課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	男女共同参画
目的	男女平等のための意識づくりや男女平等を阻む暴力防止への取組等により男女平等意識を高め、一人ひとりの人権と個性が尊重される社会になっている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	男女共同参画のための意識啓発と情報提供	継続	・講座・講演会の充実 ・啓発パンフレットの発行 ・男女共同参画情報誌の発行 ・ホームページの活用	男女共同参画講座(8回)、講演会(1回)やセミナー(4回)を実施した。また、一つの講座と講演会については、女性センター事業協力スタッフ養成講座の受講生による企画・運営を行った。セミナーについては東京都労働相談情報センターと共催し、広く区内の事業所に周知することができた。 男女共同参画に関するさまざまな啓発パンフレットについて、各種講座参加者に配布し、関心を高めてもらうよう取り組んだ。 男女共同参画情報誌「Bouquet(ブーケ)」(以下、「情報誌「ブーケ」」という。)は、3回発行し、それぞれ区内各施設で配布するとともに、「女性の活躍が開く未来」と題したインタビュー記事を載せた特集号については、新聞折込を行ったことにより、多くの区民に情報提供することができた。 女性センターホームページについては、女性センター実施事業等に関する情報のほか、女性センター登録団体からのお知らせや国、東京都等の情報提供を行うなど、引き続き区民が活用しやすいホームページづくりを行った。
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	暴力防止への啓発と被害者支援		11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、巡回パネル展を女性センター、区役所本庁舎、日本橋・月島区民センターにおいて順次開催(延べ46日)し、女性の基本的な人権を侵害する暴力の防止を広く啓発した。また、男女共同参画講座では、「デートDVってなに? ～子どもを被害者にも加害者にもさせないために～」をテーマに実施し、参加者から高評価を得た。 女性相談については、引き続き電話相談や夜間の相談を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携し対応した。また、女性相談窓口の周知については、気軽に持ち帰ることができるカード型のチラシと本のしおり型のチラシを区役所内の女子トイレに加え、新たに京橋図書館において設置・配布した。	
	中央区男女共同参画行動計画2018の策定		本区における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後5年間の取り組むべき課題の基本的方向性を示すとともに、男女共同参画の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区男女共同参画行動計画2018」を策定した。(計画期間:平成30～34年度)	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	男女の平等感	区民意識調査において男女が「平等になっている」と回答した方の割合	22.9%	23.2%	25.5%	21.7%	28.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	面談相談件数 平成28年度161件(うち託児38件)→平成29年度150件(うち託児34件) 電話相談件数 平成28年度125件→平成29年度107件 男女共同参画講座・講演会参加者 平成28年度延べ149人→平成29年度延べ191人 女性センターホームページ月平均アクセス件数 平成28年度2,037件→平成29年度1,709件					

※23年度欄は平成24年度実施の区民意識調査、27年度～29年度欄は、翌年度に実施している区政世論調査の結果を活用している。

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○これまで参加者が比較的少ないDV防止に関する講座や介護への男性の参画を促進する講座を実施するにあたり、新たに町会・自治会および区職員に周知した。その結果、参加者が増え、高評価を得た。 ○男女共同参画に関する啓発パンフレットを、各種講座開始前の時間を活用して配布し、意識啓発を図った。 ○2月に発行した情報誌「ブーケ」では「自分らしさを大切にしよう～10代のあなたへのメッセージ～」を特集テーマとし、区立中学校の各クラスに配布し、若い世代への男女共同参画意識の普及・啓発を行った。 ○女性相談では、電話での相談や夜間の相談、託児付きの相談等、より多くの区民が利用できる体制をつくるとともに、女性センターホームページやチラシにより周知した。さらに、待合室と廊下の間にパーテーションを設置することでプライバシーに配慮し、利用しやすい相談室とした。
施策の目的達成に向けての課題		○講座・講演会については、引き続き区民の固定的な性別役割分担意識の解消等を目的に企画するとともに、参加者を増やすため、開催時間の設定や周知方法の工夫が必要である。 ○暴力防止については、巡回パネル展や講座の実施により暴力を生み出す背景を伝えるなど、男女平等を阻む暴力の根絶に向けた啓発を引き続き行うことが必要である。

4 今後の方向性

○男女共同参画の意識啓発を進めるため、さまざまな講座・講演会を継続して実施しており、参加者数は一定数を保っているが、区民の固定的な性別役割分担意識は、いまだ解消されていない。今後も引き続き区民や事業所に向けて実施する講演会や講座を通じて意識啓発を行う。

○男女共同参画に関する情報を広報紙や情報誌「ブーケ」(年3回発行)、区ホームページ、女性センターホームページ等を活用し、区民や事業所向けに広く提供してきた。今後も男女共同参画への区民の理解を深めていくため引き続き新聞折込等を活用しながら情報提供していく。

○男女平等を阻むあらゆる暴力の根絶を目指すため、区民や事業所に対して被害を未然に防止するための情報提供を広報紙やチラシの配布、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に実施する巡回パネル展等で行ってきた。今後も、引き続き、巡回パネル展による暴力防止の普及・啓発を図るほか、万が一被害に遭った場合、被害者が利用しやすい相談窓口の体制を整える。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	多様な生き方を認め合い、支えあう 基盤づくりの促進	施策No	22	部課名	総務部総務課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	男女共同参画
目的	すべての区民が性別にとらわれることなく、自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、 充実した生活を送ることができる社会になっている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
	計画事業の状況	ワーク・ライフ・バランスに対する普及・啓発、事業所への働きかけ	継続	・講演会の開催 ・啓発パンフレットの発行 ・企業に対するコンサルタント派遣の実施 ・推進企業の認定
				ワーク・ライフ・バランスセミナーを東京商工会議所中央支部と共催(2回)し、経営者、企業労務担当者等に情報提供し意識啓発を図った。ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー(コンサルタント)派遣事業と推進企業認定事業の案内チラシを作成し、ワーク・ライフ・バランスセミナー時に配布するとともに、中央区勤労者サービス公社ニュース「レッツ中央」に広告折込することにより区内事業所に広く周知した。ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組もうとする事業所にアドバイザー(コンサルタント)を派遣した。(1社)また、ワーク・ライフ・バランス推進企業として2社認定し、認定企業の取組状況等を「区のおしらせ 中央」、男女共同参画情報誌「Bouquet(ブーケ)」(以下、「情報誌「ブーケ」」という。)、区および女性センターホームページに掲載し、周知した。 中央区ブーケ祭りでは、来場者にクイズの出題を通して興味喚起を行い、認定されている中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業を紹介した。
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	子育てをしている人への負担軽減		育児中の保護者社会参加応援事業「ほっと一息私の時間」を託児付きで6回実施したところ、延べ51人の参加があった。(託児延べ53人)また、情報誌「ブーケ」では、子育てに関するさまざまな情報を提供している子育て応援ラジオ「ママスタ」を紹介した。さらに、水曜イブニングトーク(4回)の中では、子ども・親子を中心にさまざまな地域コミュニティの創出に取り組む子育て支援施設の施設長を講師として招き、「孤育て(こそだて)から親子を守れ～子育てでつながろう～」と題した講話を聞き、参加者とディスカッションを行った。	
	働きやすい職場づくりへの啓発と女性の就労・自立支援		東京都労働相談情報センターと「2020年に向けた女性の活躍推進～働く女性を取り巻く現状と女性のキャリア支援～」、「職場におけるハラスメントの現状と対策～誰もが働きやすい職場づくりに向けて～」をテーマにセミナーを共催したところ、延べ328人の参加があった。また、再就職を希望する女性を支援するため実施した「キャリア講座」では、9回開催したところ、延べ106人が受講し、また、14回実施した「キャリア相談」の中で、新たに夜間枠を設けて2回実施し、全体で延べ18人から相談を受けた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	ワーク・ライフ・バランスの望ましい姿、現在の状況	区民意識調査において、現在が「仕事と生活を同じように両立させている」を選択した人の割合	19.1%	23.7%	23.9%	20.5%	19.5%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	ワーク・ライフ・バランスセミナー参加者数 平成28年度(2回開催)延べ146人→平成29年度(2回開催)延べ106人 ほっと一息私の時間参加者数 平成28年度延べ65人→平成29年度延べ51人 キャリア講座 平成28年度延べ103人→平成29年度延べ106人 キャリア相談 平成28年度18人→平成29年度18人					

※23年度欄は平成24年度実施の区民意識調査、27年度～29年度欄は、翌年度に実施している区政世論調査の結果を活用している。

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○東京商工会議所中央支部と共催したワーク・ライフ・バランスセミナーは第1回「イクボスのすすめ」、第2回「人を活かす労務管理のポイント」というテーマを設定し実施した。アンケートでは「参考になった」という声が非常に多く、関心の高いセミナーが開催できた。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定事業では、平成29年度は新たに2社を認定するとともに、7社が更新したことにより、認定企業数は計24社となった。また、認定企業の取組を「区のおしらせ 中央」、情報誌「ブーケ」、区および女性センターホームページ等で情報発信した。さらに、中央区ブーケ祭りでは、女性センター展示ブースにおいて、認定企業24社の取組内容等を掲示し、クイズを出題することで来場者に興味喚起を行い、認定企業の紹介をすることができた。 ○託児付き講座「ほっと一息私の時間」では、参加者から高い評価を得て、在宅で子育てをしている人の交流の場を提供することができた。 ○女性の就労支援については、「キャリア講座」の中でもニーズの高いパソコン講座枠を増やして実施した。(3回、延べ54人参加)また、女性しごと応援テラス(東京都)との連携講座「具体的な仕事探しのポイント」を実施した。こうした就労支援を通してブランクがあっても再就職につながる事例が確認できた。さらに、「キャリア相談」の夜間枠を新設した。(3人利用)
施策の目的達成に向けての課題		○ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定事業については、引き続き、認定企業数が増えるよう、事業の周知を図るとともに審査について社会保険労務士等と連携し丁寧なヒアリングを行いながら適正な認定を行い、優良な取組を行っている事業者を支援していく必要がある。 ○女性の就労支援については、働きたい女性とその能力を十分に発揮できる機会を確保する必要がある。

4 今後の方向性

○誰もが職場や地域等、あらゆる場面で活躍し、能力を存分に発揮することができる社会をつくるため、さまざまな角度からセミナー・講座を実施してきた。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする事業所やその充実を図ろうとする事業所にアドバイザー(コンサルタント)を派遣した。さらに、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している事業所を認定し、その数は24社となった。

○今後も引き続き東京商工会議所など関係機関と連携し、区民や事業所等に対してワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動を推進するとともに、取組に向けた情報提供を行う。また、女性だけでなく、男性にとっても働きやすい職場づくり等に取り組もうとする事業所に対して、アドバイザー(コンサルタント)を派遣するなど支援する。

○育児や介護との両立等、働く人のニーズが多様化している中、誰もが職場や地域等あらゆる場面で活躍できる社会づくりに向けて、国や都の動向を注視し各種事業の充実に取り組んでいく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	さまざまな場への参画の促進	施策No	23	部課名	総務部総務課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	男女共同参画
目的	政策・方針決定過程への女性の参画促進、地域への参画、生活の場における男性の参画支援等を進め、生涯にわたって男女がともに能力と個性を十分に発揮して、さまざまな場面でいきいきと活躍できる社会になっている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	審議会等委員への女性の参画促進		所管部署がそれぞれの審議会等附属機関の特性を踏まえながら、審議会等の女性委員の比率を高め、意思決定過程への女性の参画が促進できるよう努めた。	
	地域活動への支援ときっかけづくり		10月発行の男女共同参画情報誌「Bouquet(ブーケ)」(以下、「情報誌「ブーケ」という。)において、高層マンションの自治会が発行する、地域コミュニティ紙「天空新聞」の紹介をし、区民が地域のさまざまな活動に参画するきっかけづくりを行った。	
	男性の家事・育児・介護への参画支援		中央区イクメン講座の実施(3回、延べ33人)や男女共同参画講座の中で「50代からはじめる男の料理入門塾」、「“息子介護”を考える～親の介護を息子が担うということ～」をテーマに実施(延べ43人)するなど男性が家事・育児・介護に参画していくための情報提供を行った。	
	女性センター事業協力スタッフの養成		女性センター事業協力スタッフ養成講座を引き続き実施した。(全8回連続講座、申込者16人／修了者13人)講座のカリキュラムの一貫として、男女共同参画講演会・講座(各1回)を受講生の企画・運営のもと実施した。養成講座修了後、平成30年度の女性センター事業協力スタッフとして登録した人は7人であった。また、平成28年度以前の養成講座修了者のうち、平成29年度の事業協力スタッフとして登録した15人のスタッフが、水曜イブニングトーク(4回)の企画・運営や、情報誌「ブーケ」の発行に参画するとともに、新たに男女共同参画講座(1回)の企画・運営を担うことで、区民の意見を反映する機会の充実を図った。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	審議会等における女性委員の割合	区の条例や要綱等で設置される附属機関や審議会等	26.5%	27.0%	26.6%	26.3%	30.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	中央区イクメン講座(3回)参加人数 平成28年度延べ30人→平成29年度延べ33人 男性の介護参画をテーマにした男女共同参画講座参加人数 平成28年度15人→平成29年度21人					

※各年度の割合は、翌年度の4月1日現在の数値を活用している。

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○審議会等の構成員について、各担当部署で審議会の特性を踏まえ女性委員の選任に取り組んでいるが、割合はほぼ横ばいとなっている。 ○情報誌「ブーケ」において、読者が参加して作る地域コミュニティ紙を紹介し、区民が地域のさまざまな活動に参画するきっかけづくりを行った。 ○男女共同参画講座(1回分)の企画・運営を担うことで、女性センター事業協力スタッフの活躍の場を拡大することができた。 ○中央区イクメン講座を実施したところ参加者の満足度は100%で、男性の育児参画への意識啓発につながった。 ○男女共同参画講座の中で、男性の介護への参画支援に関する講座「“息子介護”を考える」を実施したところ、満足だったと回答した人が76%以上だった。
施策の目的達成に向けての課題		○各種審議会等附属機関において、会の特性を考慮しながら女性委員の割合を高め、決定過程の参画を高めていく必要がある。 ○性別に関わらず、家事・育児・介護等すべての家庭生活において責任を分かち合えるよう、引き続き中央区イクメン講座や男性向け男女共同参画講座等を実施し、情報および学びの場の提供を行っていく必要がある。 ○区民の意見を施策に反映していくため、「女性センター事業協力スタッフ養成講座」修了者が事業協力スタッフとして、さらに多くの活躍できる場を提供していく必要がある。

4 今後の方向性

○審議会等附属機関の特性を踏まえながら、女性委員の割合が増えるよう働きかけてきたが、なかなか増えず、横ばいである。引き続き、区の審議会等における女性の参画の拡大を進め、男女の意見を施策に反映する機会の充実を図る。

○男性が家事・子育て・介護の担い手として参画できるよう、区民や事業所に対して講座やセミナーを実施してきた。今後も、中央区イクメン講座や男性向け男女共同参画講座等を実施し、子育て世代や共働き世帯が増えていることを踏まえたテーマを企画するとともに、周知方法についても工夫することで、男性の家事等への参画を促すための環境づくりを推進する。

○女性センター事業協力スタッフが事業の企画・運営を行うなど、区民の意見を反映した講演会・講座を開催してきた。女性センター事業協力スタッフ養成講座の受講者や修了後の事業協力スタッフ登録者の増加に向けて取り組むとともに、スタッフの参画の場を拡大していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実	施策No	24	部課名	総務部総務課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	男女共同参画
目的	地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材育成、グループ・団体の育成、女性センター「ブーケ21」を拠点とした取組の充実などにより、男女共同参画社会の実現に向けた体制が整っている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成29年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成29年度における事業の実施状況と成果	
	女性リーダーの育成と女性団体への支援		中央区女性ネットワークと共催で男女共同参画リーダー研修(埼玉県行田市:NP O法人ぎょうだ足袋蔵ネットワークの講話等)を事前研修、研修当日、事後研修と3日間の継続した研修として実施し、研修生が自ら調べ、まとめるというプロセスを通じ、地域のさまざまな場面で活躍するリーダーの育成を図った。 男女共同参画社会の実現を目的として活動する区民団体等が自主的な学習活動を行う際に、講演・講座のための講師を必要とする場合、講師謝礼相当分を助成し、活動を支援した。(2件)	
上記以外の取組	男女ともに利用される女性センター「ブーケ21」		利用団体がいつでも使える託児室(予約制)を用意するほか、利用団体同士の交流や新しい団体の発足等につなげるため、利用団体の活動を紹介するブースを設置している。 6月に開催した中央区ブーケ祭り実行委員会(参加団体で構成)と共催する「中央区ブーケ祭り」では、講座・講演会等を通じてさまざまな団体の活動を紹介し団体活動の活性化を図るとともにブーケ21の紹介を行い、多くの区民が訪れた。 女性センターのさらなる活用を促すため、3月に「ひな祭りロビーコンサート」を開催したところ4団体が出演し、約100人が来場した。 女性相談について、待合室と廊下の間にパーテーションを設置することでプライバシーに配慮し、利用しやすい相談室とした。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	27年度	28年度	29年度	29年度 (目標値)
指標等	女性センター「ブーケ21」の認知度	施設や活動内容を知っていると答えた人の割合	53.2%	41.9%	42.3%	42.4%	65.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	男女共同参画リーダー研修参加人数 平成28年度15人→平成29年度20人 中央区ブーケ祭り(2日間開催)参加人数 平成28年度延べ1,280人→平成29年度延べ1,380人 ひな祭りロビーコンサート来場者 平成28年度約70人→平成29年度約100人					

※23年度欄は平成24年度実施の区民意識調査、27年度～29年度欄は、翌年度に実施している区政世論調査の結果を活用している。

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○男女共同参画リーダー研修では、3日間の継続した研修を実施し、リーダーの育成を図った。 ○6月に実施した中央区ブーケ祭りでは、共催する中央区ブーケ祭り実行委員会とともに、多くの区民が参加するよう、区内の相撲部屋「荒汐部屋」のおかみさんによる講演会や就労支援講座を企画し、区内各施設においてちらしを配布したことにより多くの人が参加した。また、アンケートでは、30%の人がはじめて女性センター「ブーケ21」に来たと回答しており、認知度向上に寄与した。 ○3月に実施した「ひな祭りロビーコンサート」には、約100人が来場した。また、男性向け講座「50代からはじめる男の料理入門塾」と「中央区イクメン講座」の参加者の72%が女性センター「ブーケ21」を「はじめて知った」「はじめて来た」と回答しており、利用者の拡大が図られた。
施策の目的達成に向けての課題		○女性センター「ブーケ21」は認知度が横ばいであることと合わせて、男性の利用が少ないことや研修室等施設の利用率が低いため、「区のおしらせ 中央」や女性センターホームページ等を活用し、女性センターの周知に引き続き努めるとともに、利用しやすくなるよう手続き等の工夫が必要である。 ○各種講演会、講座の受講者等が、ブーケ祭り等の女性センターのさまざまな事業に参画できるような取組が必要である。

4 今後の方向性

○女性センター「ブーケ21」がさまざまな活動を通じて多くの人々に認知されるとともに、男女共同参画を推進する団体が交流できる場として活用されるよう、各種講座・講演会および中央区ブーケ祭り等を開催してきたが、認知度や利用率は横ばいである。引き続き、区民へのさらなる周知や団体への支援を行うとともに、女性センター「ブーケ21」が男女共同参画社会づくりの拠点として、男性にも多く利用してもらえるよう、男性向け講座の充実を図る。また、区民が利用しやすい女性センター「ブーケ21」とするため、ニーズにあった利用方法を検討していく。 ○これまで、団体等に対する活動の場の提供や自主的な学習活動を支援するとともに、地域活動でリーダーシップを発揮できる女性を育成するため、男女共同参画リーダー研修を実施し、中心となる人材やグループ・団体の育成を進めてきた。今後も、団体の活動支援や男女共同参画リーダー研修の充実を図るとともに、本の森ちゅうおう(仮称)や桜川敬老館等複合施設を拠点として活動する団体や区民と連携し実施する事業を検討していく。
--